



基本計画

1 基本計画の構成と仕組み



基本計画は、大きく区分して「自治体運営」と「分野別計画」で構成されています。

「自治体運営」は、「分野別計画」における【生活・環境】、【産業・経済】、【保健・医療・福祉・介護】、【教育・文化】の4つの分野で取り組む施策に対し、共通の考え方を示したものです。

「分野別計画」は、政策展開の柱となる4つの分野ごとに取り組むべき方向や施策を体系的に示したものです。

目指すまちの将来像の実現に向けて、「自治体運営」と「分野別計画」のそれぞれの施策において、共通する重点目標を設定し、目指すべき方向性を示したうえで総合的かつ計画的に施策を推進します。

自治体運営、分野別計画の見かた

◆現状と課題

社会情勢や国・北海道の状況、市の現状や市民ニーズなどを整理し、今後解決すべき課題について記載しています。

◆重点目標

現状と課題を踏まえ、目指すまちづくりの姿を示しています。

◆重点目標達成に向けた方向性

重点目標を達成するために取り組むべき施策や事業の方向性を示しています。

◆推進すべき施策

重点目標達成に向けた方向性に沿って必要な取組内容を示すとともに、施策ごとの「関連する個別計画」を記載しています。



1 自治体運営

基本目標

市民とともに歩む協働のまち



1 自治体運営		
(1) 参加と協働	34
① 情報共有・市民参加と協働の促進		
② 男女共同参画の促進		
(2) 行財政運営	38
① 行政運営の充実		
② 財政運営の充実		
③ 広域連携の推進		
(3) 移住・定住	42
① 移住・定住の推進		



(1) 参加と協働

現状と課題

① 情報共有・市民参加と協働

「芦別市まちづくり基本条例」に基づき、「情報共有」と「市民参加と協働」の2つを柱として、市民、議会及び市が一体となってまちづくりを推進することを目指して取り組んでいます。

まちづくりの主役である市民が、さまざまな場面において積極的に参加できるよう、情報提供の方法、範囲及び内容について工夫して、まちづくりに対する理解や関心を高め、参加意識を持ってもらい協働による取り組みを進めていくことが課題です。

② 男女共同参画

少子高齢化の社会環境では、男女を問わずあらゆる分野への参画が求められていますが、家庭・職場・学校・地域などにおいて、性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することができていない状況です。

そのため、「芦別市男女共同参画推進計画」に基づき、男女の固定的な役割分担意識の是正と平等な機会の確保を図り、あらゆる分野で社会の対等な構成員として、ともに参画してもらい、具体的な計画を策定していくことが課題です。



まちづくり懇談会

重点目標

情報を共有し、だれもが参加できるまちづくりの推進

重点目標達成に向けた方向性

① 情報共有・市民参加と協働

市の情報を市民により積極的に公開・提供することが重要と考えます。このことから、「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明らかにして、開かれた市政の実現・民主的な行政運営を目指し、情報公開・個人情報保護制度の円滑な運営に努めます。

情報共有の推進は、まちづくりに理解と関心を持ってもらい、市民の参加と市と市民との協働がしやすい環境を築くことが重要です。

広報紙や公式ホームページなどにより情報提供を行い、市民の参加意識を高めることに努めます。

町内会をはじめとするコミュニティ※①組織との連携を深めていくため、自主活動の活性化を促していくことが重要です。

② 男女共同参画

男女が個人としてお互いに人権を尊重し、性別に関わりなく、家庭・職場・学校・地域等のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成に努めます。

また、そのための学習会や意識啓発については、具体的な計画の検討を行いながら、引き続き団体などの活動を支援していくことが重要です。



広報あしべつ

①コミュニティ…市民がお互いに助けあい、市民一人ひとりが自ら快適に安全で安心して心豊かな生活をおくることができることを目的として、自らの意思に基づき市民が中心となってつくられる町内会、ボランティア団体などの集団や組織のこと。

① 情報共有・市民参加と協働の促進

- 市の情報については、広報紙のほか、公式ホームページやLINEなどのSNS等を活用して、委員及び意見の公募情報、市民参加に関する情報などを積極的に提供します。
- 各種計画等については、役所内の情報コーナー、各公共施設などに配置することにより、まちづくりに必要な情報を積極的に提供します。
- まちづくりに関する計画等については、市民説明会、地区懇談会等により市民にわかりやすく説明し、協働によるまちづくりを進めます。
- 市民からの意見等を幅広く聴くため、まちづくり意見はがきなどの取組を継続して進めます。
- 青少年と子どものまちづくりへの参加を進めます。
- まちの将来にかかわる重要な課題について、住民投票制度の活用などにより市民の意思を把握します。
- 公文書の開示については、情報公開制度に基づき適切に行います。
- 町内会などのコミュニティ組織については、自治活動や文化、スポーツ、ボランティア活動などへの参加を促し、自主的な活動を支援します。



第6次芦別市総合計画（第1次素案）諮問
（左：嶋会長、右：荻原市長）

② 男女共同参画の促進

- 男女共同参画社会の形成について、「芦別市男女共同参画推進計画」を具体的に推進する団体等の活動を支援します。
- 男女共同参画社会の実現に向けては、上記計画に基づき、男女が平等に参画できる社会の環境づくりに努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第2次芦別市男女共同参画推進計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	--------------------------------------



町内会連合会と男女共同参画推進協議会との役員懇談会



(2) 行財政運営

現状と課題

① 行政運営

本市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や地域経済の低迷など厳しさを増すなか、移住・定住の促進や雇用対策をはじめ、企業振興策、子育て支援策、防災・減災への対応、公共施設の老朽化対策のほか、地域医療や生活交通路線の維持確保などの多くの地域課題を抱えており、市民ニーズも多種多様化、複雑化している状況です。

② 財政運営

歳入については、人口減少や急速な少子高齢化の進行により、市税収入や地方交付税^{※①}等が減少していることから、今後も増加が見込めない状況です。

歳出については、社会保障費や各企業会計及び特別会計への繰出金、公共施設の維持補修費や除却費の増加のほか、地域課題への対応に向けた施策推進に係る経費などにより、極めて厳しい財政運営が続いていく状況です。

③ 広域連携

住民の日常生活や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化する中であって、行政区域を越えた共通課題を効率的に処理するうえで、その役割として近隣市町との広域連携における重要性はますます増していく状況です。



行財政改革市民説明会

用語
解説

①地方交付税…地方交付税法に基づいて国から配分されるもので、自治体間の財政力格差を解消し、行政の計画的な運営ができるよう必要な財源を保障するためのもの。

重点目標達成に向けた方向性

① 行政運営

人口や地域経済の規模縮小に伴い、従来どおりのフルセットの行政展開が難しいことから、市民・企業・団体等が一体となり、本市にあるさまざまな資源の効果的な活用や育成などにより、協働・連携しながらまちづくりを展開していく行政運営が重要です。

そのため、将来にわたって自主・自立の行政運営が持続できるよう、行政サービスや公共施設のあり方、組織機構などを検証し、選択と集中による行政コストの最適化を図りムリ・ムラ・ムダの無いコンパクトで効率的な行政運営に努めます。

② 財政運営

まちの将来を担う世代に過大な負担を残すことのないよう、身の丈にあった財政運営を基本として、国・北海道等の各種補助金の活用、市有財産の売却などによる財源を確保することが重要です。

行財政改革に着実に取り組み、行政全体のスリム化・コンパクト化を進め、限られた財源で収支の均衡を図ることができる健全な財政運営を目指します。

③ 広域連携

近隣市町と共通する行政サービスのさらなる連携を推進するとともに、共通する課題を明確化し、市民の生活環境をより一層充実したものにするため、解決への体制づくりに努め、効率的かつ効果的な連携強化を図ることが重要です。

① 行政運営の充実

- 市の組織については、必要な人材育成をはじめ、RPAなどの最新技術を取り入れることなどによる業務改善、委託化などによるスリム化を図ります。
- より効果的な行政サービスを提供するため、最少の経費で最大の効果を生むことを基本としながら、地域の実態や市民ニーズ、社会経済の変化などに対応した事務事業の見直しを行います。
- 公共施設については、今後の利用状況等を勘案し、長期的な視点に立った統廃合を進めます。
- 施設管理にあたっては、アウトソーシング※①を推進することにより、総合的かつ計画的な管理に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政運営と改革の基本方針及び財政基盤強化集中改革プラン (平成30年度～令和4年度) ・ 芦別市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和37年度) ・ 芦別市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン (平成28年度～令和7年度)
--------------------	--

② 財政運営の充実

- 将来的に安定した財政運営を実現するため、地方税や地方交付税の確保に努めます。
- 国及び道の補助制度や交付税措置のある起債※②を有効に活用するほか、市民の理解と協力のもと、行政サービスに応じた受益者負担の見直しを行います。
- 行財政改革については、収支均衡型の財政構造の確立及び標準財政規模※③の10パーセント以上の留保資金の確保に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政運営と改革の基本方針及び財政基盤強化集中改革プラン (平成30年度～令和4年度) ・ 芦別市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和37年度) ・ 芦別市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン (平成28年度～令和7年度)
--------------------	--

用語解説

- ① **アウトソーシング**…従来は組織内部で行っていた業務を独立した外部組織に委託することで、コストの削減と業務の効率化を図るもの。
- ② **起債**…地方公共団体などが財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が会計年度を超えて行われるもの。
- ③ **標準財政規模**…地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標のこと。

③ 広域連携の推進

- 中空知圏域市町と連携し、行政事務の共同化をはじめ、産業・観光や教育・文化などの振興を図る取組を推進します。
- 空知管内市町と連携し、空知地域の魅力発信による交流人口の拡大や移住・定住に資する取組を推進します。
- 空知産炭地域5市1町や関係機関と連携し、露頭炭採掘事業の継続や地域の再生に向けた取組に努めます。
- 隣接する旭川市を中心とする上川圏域市町村と連携し、観光・物流等による経済の活性化や、医療の充実に向けた取組を推進します。
- 「炭鉄港」として歴史上深いつながりを持つ空知の市町をはじめ、室蘭・小樽との連携により、共通する地域課題の解決に向けた取組を推進します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第4次中空知ふるさと市町村圏計画 (令和元年度～令和5年度) ・ 第2次中空知定住自立圏共生ビジョン (令和元年度～令和5年度)
--------------------	---



石狩川流域下水道組合（奈井江管理センター）



(3) 移住・定住

現状と課題

① 移住・定住

若年層の市外転出や少子高齢化の影響により生産年齢人口が減少し、地域活動における担い手が不足している状況です。このため若い世代を中心とした市内在住者の定住を支援するとともに、他の地域からの移住を促進して、人口減少の抑制を図っていくことが課題です。

地域おこし協力隊については、これまで地域産業の担い手確保や政策課題への対応を図るために隊員を採用してきましたが、所期の目的どおりの定着には繋がっていない状況です。



JOIN 移住・交流&地域おこしフェア

重点目標

地域の魅力を活かした移住・定住の推進

重点目標達成に向けた方向性

① 移住・定住

移住・定住を促進するため、安定した雇用、快適な居住環境、子育てしやすい環境、生活関連サービスの充実や交通の利便性の確保に努めます。また、移住・定住に関心のある方への相談支援体制の整備を図り、本市の特長である豊かな自然、災害の少ないまちのPR、プロモーションなどを充実することが重要です。

若者の地域定着やUターンの促進を図るためには、子どもの頃から地域の魅力を発見する力を育成し、地元企業を知る機会の創出などに取り組むとともに、Uターン促進策などにより、若者が地元に残る、戻ることができる施策を行うことが重要です。

地域おこし協力隊については、地域産業の担い手確保に向け移住者誘致が有効であることから、その受入れ体制の改善と整備が重要です。



移住相談

① 移住・定住の推進

- 移住・定住の推進に向けては、市内企業への就職奨励金制度、持ち家取得奨励金制度のほか、空き家・空き地情報バンクを活用して、若い世代の結婚・出産・子育てに係る支援策などにより、総合的に取り組みます。
- 移住・定住に関心のある方のニーズに対応できるよう、ホームページをはじめさまざまな媒体によるPR、広域的なプロモーション活動への参加を行うとともに、移住相談ワンストップ窓口の充実を図ります。
- 地域おこし協力隊などの移住希望者に対して、関係団体と連携を図りながら、さまざまな分野で地域の担い手として定着が図られるよう、受入れ体制を構築して支援します。
- 本市にゆかりがあり、各界で活躍されている方にまちの応援団となっていただく「星の降る里あしべつ応援大使」事業などにより、関係人口への取り組みを進めます。

【星の降る里あしべつ応援大使による講演会】



龍谷大学政策学部 教授 土山希美枝氏



ノンフィクション作家・探検家 角幡唯介氏

2 生活・環境

基本目標

豊かな自然と共生する安全・安心なまち



2 生活・環境		
(1) 都市基盤	46
① 都市計画の推進		
② 道路の充実		
③ 公共交通の維持		
④ 情報通信の推進		
(2) 生活環境	50
① 自然環境の保全		
② 環境衛生の維持・確保		
③ 住宅環境の保全		
④ 水道施設の保全		
⑤ 下水道・排水施設の保全		
⑥ 公園・緑化の保全		
(3) 安全・安心な生活	56
① 防災・減災対策		
② 治山・治水対策		
③ 除排雪対策		
④ 交通安全・防犯対策		
⑤ 消費者対策		



(1) 都市基盤

現状と課題

① 都市計画

都市計画区域については、一定の整備がなされており、用途地域を指定して良好な環境と秩序ある環境が図られていることから、都市的な土地利用の形成を維持しています。

都市計画については、地域情勢やまちづくりの方針を基に見直すこととしていることから、これまで土地区画整理事業、都市計画道路及び用途地域を見直したほか、利用者の少ない都市計画公園は廃止しています。

今後、都市計画区域内においては、人口減少に伴い未利用地や空き地などが増加する傾向にあることから、都市施設の統廃合や中心市街地への人口誘導によるコンパクトなまちづくりを形成することが課題です。

② 道路

都市基盤となる道路については、幹線道路（国道・道道）が産業・経済を支える重要な路線であることから、現在、道央圏と旭央圏を結ぶ一般国道452号の整備が進められています。また、その国道を補完する道道芦別美瑛線についても、観光・物流を円滑にするほか、医療・防災・企業誘致等に大きな役割を果たすことから、整備が進められています。

市道については、市民生活に密着した道路であることから、各種維持管理計画に基づき、経年劣化で損傷した施設の補修を適切に行っています。

③ 公共交通

車社会の進展と少子高齢化や人口減少といった社会情勢の変化によって、バスや鉄道などの公共交通利用者が年々減少しています。そのため、交通事業者の経営環境が厳しさを増しています。また、公共交通の維持・確保に向けて支援を続けていますが、多くの課題もあり厳しい状況となっています。

公共交通は、学生や高齢者などの通学、通院、買い物などの移動手段として重要な役割を担っています。今後、人口減少を見据えながらも利便性を確保しつつ、効率的な運行による公共交通体系を維持・確保していくことが課題です。

④ 情報通信

インターネット利用に要する高速ブロードバンド環境については、本町及び上芦別町市街地が通信事業者（NTT）による光回線サービスの通信エリアになっていますが、その他の地域はエリア外となっています。

地上デジタル放送の難視聴地域では、共聴設備が老朽化していることから、その整備、更新することが課題です。

重点目標達成に向けた方向性

① 都市計画

現状の都市計画区域を維持しながら、地域情勢の変化や社会ニーズに対応した定期的な見直しを行い、良好な環境を守ります。

コンパクトなまちづくりの実現に向けて、都市部に住居、医療・福祉、商業、公共交通機関等を誘導するほか、土地利用規制の方針を定める「立地適正化計画」を策定することが重要です。このことから、人口減少や高齢化が著しい地域の集約移転を視野に入れながら、安全・安心なまちづくりの形成に努めます。

② 道路

一般国道 452 号は、全線開通に向けた未開通区間の早期整備が重要であるため、引き続き関係機関へ要望します。

道道芦別美瑛線は、未改良区間の早期整備が重要であるため、引き続き関係機関へ要望します。

市道については、道路の安全確保が重要であるため、各長寿命化計画及び修繕計画に基づき効果的な整備を行うほか、パトロール等の点検により、適切な維持管理に努めます。

③ 公共交通

将来にわたる公共交通体系のあり方については、地域公共交通会議などにおいて、利用促進に向けた協議を進めることが重要です。このことから、交通事業者などと協調して利用者のニーズや公共交通による移動が可能となるよう、公共交通体系の維持・確保に努めます。

④ 情報通信

情報通信環境の地域間格差の早期解消を図ることが重要です。このことから、高速ブロードバンドの環境整備、地上デジタル放送難視聴地域の施設整備について、通信事業者及び関係機関に要請します。

① 都市計画の推進

- 用途地域については、必要に応じて部分的な変更を検討し、遊休地対策などを進めます。
- 住居地・商業地・工業地の適正配置による機能的な土地利用を進めます。
- 未整備の道路・公園については、市民から広く意見を求めることにより、施設の統合・廃止に努めます。
- 都市計画マスタープランについては、北海道が定める「整備、開発及び保全の方針」に基づき、適切に見直しを行います。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 芦別市都市計画マスタープラン (平成15年度～令和5年度)
--------------------	------------------------------------

② 道路の充実

- 一般国道452号については、早期全線開通に向け関係機関に要望します。
- 道道芦別美瑛線については、早期整備に向け関係機関に要望します。
- 市が管理する道路・橋りょうについては、長寿命化計画等に基づき、経済性・効率性を考慮した計画的な維持管理を行います。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦別市道路付属物長寿命化計画 (平成28年度～令和7年度) ・ 芦別市道路舗装修繕計画 (平成29年度～令和8年度) ・ 芦別市橋梁長寿命化計画 (平成26年度～令和5年度)
--------------------	---



一般国道452号建設促進期成会要望

③ 公共交通の維持

- JR根室線については、沿線市町村で構成する根室本線対策協議会など、関係団体と連携・協力しながら利用促進を図り、路線の維持・存続に向けた取り組みを進めます。
- バス路線については、日常的な市民生活の足として必要不可欠であるため、運行事業者に対する支援を継続し、路線の維持・確保に努めます。

関連する個別計画

・ 芦別市地域内フィーダー系統確保維持計画（単年度）

④ 情報通信の推進

- 地域間格差が解消されるよう高速ブロードバンドの通信エリア拡大については、通信事業者に要請します。
- 難視聴地域における地上デジタル放送の視聴については、必要な共聴施設の更新・改修に係る財政支援を関係機関に要請します。



芦別駅前バス停留所



JR 根室線（芦別駅）



(2) 生活環境

現状と課題

① 自然環境

地球温暖化※①の進行による異常気象の増加、生態系の変化、農業生産への影響、病気媒体となる生物の生息域の拡大などによって、市民の生命と財産に大きな被害を及ぼすことが懸念されています。このことから、環境基本計画により地球環境問題を身近な問題として捉え、豊かな自然を保全・回復することで、良好で自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことを目指しています。

また、今後も総合的な施策を推進するため、森林の保全と活用、新エネルギー※②の有効利用、地球温暖化防止対策などに取り組み、豊かな自然環境を維持していくことが課題です。

② 環境衛生

本市のごみ分別の効果については、ごみ処理センターが供用開始されてから26年が経過し、当初予定していた使用期間15年を大幅に上回り、今後の埋立残余年数は20年以上見込まれていることから、大きな成果を上げています。

一方、個人による住宅や物置などの解体により、1日1人あたりの一般ごみの排出量が増加しています。また、未だ不法投棄が後を絶たない状況であることから、適切な対策を講じていくことが課題です。

斎場、墓地については、利用環境の整備と老朽化が進んでいる施設の維持・管理が課題です。



資源ごみ保管施設

用語解説

- ①地球温暖化…二酸化炭素など赤外線を吸収するガスの濃度が高まり、熱の吸収量が増加して大気の温度が上昇すること。
- ②新エネルギー…新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令により指定されている、太陽光、雪氷熱、地熱、風力、バイオマスなどを利用して得られるエネルギーのこと。

③ 住宅環境

市の世帯数に占める公的住宅の依存率は、北海道全体及び他市と比較して高くなっています。

公営住宅の整備については、「芦別市住生活基本計画」及び「芦別市公営住宅等長寿命化計画」に基づき進めています。多額の費用が掛かる状況です。そのため、長期間にわたり整備することとしていますが、その戸数について適正な住宅環境を維持し、将来の人口推計を想定しながら削減する計画となっています。

空き家を多く抱えている改良住宅については、これまで集約移転を実施してきましたが、維持管理上の問題から更なる集約を図ることが課題です。

一般住宅の空き家対策については、管理不全空き家が増加傾向にあることから、周りの生活環境への影響が懸念されています。

④ 水道施設

概ね整備が完了していることから、施設の維持管理を進めています。

なお、これまでも老朽化対策や耐震化対策を行っていますが、人口減少に伴い収益が減少していることから、施設の維持管理費を確保することが課題です。

⑤ 下水道・排水施設

概ね計画区域の整備が完了しています。

今後は、施設の計画的な調査・診断を実施し、適正な維持管理と長寿命化を図ることが課題です。

⑥ 公園・緑化

公園については、利用者が減少していることから、地域のニーズに合った再整備が求められているほか、遊具等の経年劣化に対する適正な維持管理と安全確保が課題です。

緑化については、緑豊かな空間として市民生活にやすらぎと潤いをもたらす重要な空間であることから、市民とともに緑の創出と保全に努めることが課題です。

花と木・緑化推進については、資源を活かした魅力ある景観づくりの計画を進めています。



旭ヶ丘公園（小動物舎ふれあい広場）



星座をデザインした下水道マンホール

重点目標

豊かな自然と共生する生活環境づくり

重点目標達成に向けた方向性

① 自然環境

地球温暖化防止に関する市民の理解を深めるため、意識啓発活動を行うことが重要です。また、豊かな自然環境を保全・回復するなどにより、環境への負荷が少なく、誰もが安心して暮らせる環境の確立に向けた取組を推進することが重要です。

② 環境衛生

循環型社会を実現するためには、「リデュース（ごみを出さない）」、「リユース（繰り返し使う）」、「リサイクル（資源にして再利用）」の3Rが重要です。

ごみの排出量については、減少傾向にあるため今後も市民への周知を行い、分別収集（4分別・10種類）の徹底化を図り、ごみの減量化と循環型社会の形成に取り組むことが重要です。

不法投棄については、ごみ収集場所や道路・個人の所有する土地等に無断で廃棄物を捨てる不法投棄が後を絶たないことから、啓発及び防止策を推進していくことが重要です。

斎場、墓地については、利用状況や需要を的確に捉え、利用しやすい環境を整えるとともに、関連施設を適切に整備することが重要です。

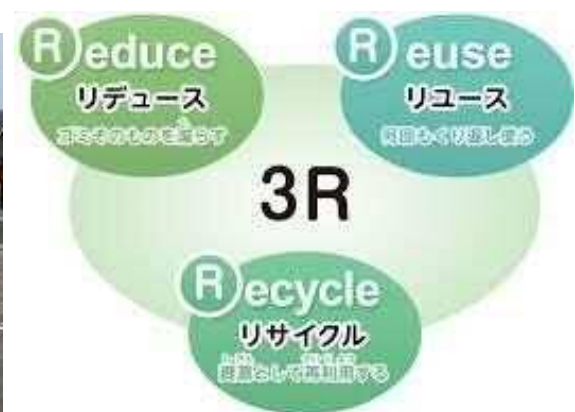
③ 住宅環境

公営住宅については、適正な管理戸数を把握するとともに、公営住宅依存率及び市の財政状況等を考慮しながら、老朽化した住宅の除去・建替えにより、必要な戸数を計画的に整備することが重要です。

空き家の有効利用を促進するため、「芦別市空き家・空き地情報バンク」により、情報を提供することが重要です。



公営住宅（すみれ団地）



循環型社会（3R）

④ 水道施設

水道施設については、漏水調査結果に基づく迅速な維持補修を行い、有収率※①の向上と施設の長寿命化を図ることが重要です。

浄水施設については、将来の水需要を見据えた、効率的な施設として整備することが重要です。

⑤ 下水道・排水施設

適正な維持補修を行うため、「芦別市公共下水道維持管理計画」に基づき、長寿命化を図ることが重要です。

⑥ 公園・緑化

公園については、市民が安心して憩うことができ、利用者のニーズに合った公園づくりを推進していくことが重要です。

緑化については、花や樹木の植栽による景観づくりのほか、健康推進のための空間づくりに取り組むことが重要です。そのため、旭ヶ丘公園から上金剛山公園に向かう散策路となる「加賀谷ウォーキング・パス※②」を整備し、市民と協働で「芦別市花と木・緑化推進計画」によるまちづくりを進めます。



加賀谷ウォーキング・パス

①有収率 … 配水量（浄水場で作られた水量）に対する有収水量（料金をいただく対象となった水量）の割合、有収率が高いほど漏水が少なく有効な水利用がされていること。

②加賀谷

ウォーキング・パス…花と木が楽しめる延長約5kmの散策路のうち、1.3kmで植樹などの整備を進めており、その費用は、本市出身の(故)加賀谷千秋氏からの寄付金を原資としていることから命名したもの。

用語
解説

① 自然環境の保全

- 地球温暖化防止対策の普及啓発を推進します。
- 二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けた取組を推進します。
- 保育や間伐などにより、森林環境の保全と整備を推進します。
- 林地残材などにより、木質バイオマスの利活用を図ります。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期芦別市環境基本計画 (令和2年度～令和11年度) ・ 第3期地球温暖化対策実行計画 (令和2年度～令和6年度)
--------------------	---

② 環境衛生の維持・確保

- 生ごみは、高速メタン発酵処理後にバイオガス発電、汚泥はたい肥化を行います。
- 資源ごみは、中間処理後に再商品化、一般ごみは埋立て処理を行います。
- 生ごみは、家庭用コンポスト(生ごみのたい肥化容器)、電動生ごみ処理機購入費の補助により、減量化に努めます。
- 不法投棄防止策については、不法投棄防止看板の設置や広報等による啓発を行うとともに、警察と連携した監視パトロールにより不法投棄防止に努めます。
- 斎場については、利用しやすい施設環境を維持するため、計画的な修繕を行います。
- 墓地については、桜ヶ丘霊園の使用状況を考慮しながら、返還される墓地の再利用に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第9期芦別市分別収集計画 (令和2年度～令和6年度) ・ 芦別市一般廃棄物処理計画 (平成24年度～令和8年度)
--------------------	---

③ 住宅環境の保全

- 公営住宅については、入居者に見合った適正な戸数の建替えを行います。
- 空き家については、「芦別市空き家・空き地情報バンク」の周知により、利活用に努めます。
- 管理不全空き家については、「芦別市空家等対策計画」に基づき、良好な生活環境の保全に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦別市住生活基本計画 (令和元年度～令和10年度) ・ 芦別市公営住宅等長寿命化計画 (令和元年度～令和10年度) ・ 芦別市空家等対策計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	---

④ 水道施設の保全

- 水道施設については、管路の老朽化が進んでいることから、施設の計画的な更新と耐震化の整備に努めます。
- 浄水場施設については、安全で良質な水道水の安定供給を図るため、効率的な運転管理方式の施設に更新します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 空知北部地域広域的水道整備計画 (平成17年度～令和12年度)
--------------------	--------------------------------------

⑤ 下水道・排水施設の保全

- 「芦別市公共下水道維持管理計画」に基づき、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 石狩川流域関連公共下水道事業計画 (平成28年度～令和8年度) ・ 芦別市公共下水道維持管理計画 (平成24年度～令和8年度)
--------------------	--

⑥ 公園・緑化の保全

- 公園については、環境美化里親制度※①（アダプトプログラム）を推進し、市民と協働による管理を行います。
- 公園施設については、「芦別市公園施設長寿命化計画」に基づき、維持修繕を行います。また、「芦別市都市公園再整備計画」に基づき、利用者のニーズに合った整備を行います。
- 緑化については、「芦別市花と木・緑化推進事業計画」に基づき、市民と協働により、花や樹木の植栽による景観づくりを行います。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 芦別市公園施設長寿命化計画（平成27年度～令和6年度） ・ 芦別市都市公園再整備計画（平成26年度～令和5年度） ・ 芦別市花と木・緑化推進事業計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	--

①環境美化里親制度…公園・道路・遊歩道などのボランティア活動による清掃に取り組む団体を登録（アダプトプログラム）し、必要物品を支給し労力を団体に依頼する制度のこと。

現状と課題

① 防災・減災

近年の多様化・大規模化している災害に対し迅速かつ的確に対応するため、市と消防・警察など関係機関の協力体制の強化と合わせて、市民一人ひとりが自助、共助の意識を持ち、自主防災組織を設置するなど、地域で助け合う体制づくりが広がっています。

今後は市民の防災意識、防災知識を高めるとともに、避難所における食料、防災用資材の計画的な備蓄を進め、災害対策の強化を図ることが課題です。

② 治山・治水

治山については、崖崩れや地すべりなどの災害を未然に防ぐため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、治山対策に努めています。

治水については、集中豪雨等に備え被害を最小限にするため、生態系の保全や景観等に配慮した整備を行うことが課題です。

近年では、異常気象等の影響もあり災害が頻繁に起きている状況です。このことから、災害を未然に防ぐための整備を行うことが課題となっています。

③ 除排雪

毎年度策定する「芦別市除排雪計画」に基づき、安全で円滑な交通を維持し、安心して生活できる道路の確保に努めていますが、繰り返される投雪による道路幅の減少、及び道路や公園施設等の破損が発生している状況です。このことから、市民モラルの向上が図られることが課題となっています。

除排雪体制を維持するためには、計画的な除排雪機械の更新とオペレーターの確保・育成が課題です。



防災訓練（段ボールベット組立）

④ 交通安全・防犯

交通事故の発生状況については、高齢ドライバーによる運転交通事故や高齢者が被害に遭う事故が多発しています。このことから、高齢者への交通安全対策や交通安全意識の向上を図ることが課題です。

防犯対策については、架空請求詐欺等の特殊詐欺が横行し、その手口も多様化しています。このことから、詐欺被害に遭わないよう未然に防止することが課題となっています。また、犯罪の抑止と早期解決に向けて関係機関と連携を図ることが課題です。

⑤ 消費者

消費者対策については、さまざまな商品の増加や商法の普及により、店頭販売、訪問販売、通信販売など消費形態が多様化し、商品の購入や契約に関するトラブルが増加しているほか、高齢者を狙った悪質な訪問販売も増えていることから、相談件数も増加傾向にあります。このことから、消費生活に係るトラブルを未然に防止するための意識を高めることと相談体制を充実することが課題となっています。

食品ロス削減については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことから、国が策定する基本方針を踏まえた対応を図ることが課題です。



夏の交通安全運動（人の波街頭啓発）

重点目標

安全・安心な暮らしづくり

重点目標達成に向けた方向性

① 防災・減災

防災・減災についての情報提供や地域・関係機関・団体、企業などと連携した防災訓練の実施により、防災意識の高揚と防災知識の普及・啓発に努め、地域で助け合う体制づくりを促すとともに、「芦別市災害備蓄計画」に基づき、災害時に備えた備蓄品を整備することが重要です。

② 治山・治水

治山については、地すべり危険箇所等における災害を防止するための整備が重要です。このことから、土砂災害防止法に基づき、北海道と協議しながら区域指定の実施に向け努めていくことが重要です。

治水については、豪雨等による河川災害を未然に防止するため、危険箇所を整備し機能を維持するとともに、生態系などに配慮した自然環境保全の整備に努めることが重要です。



治水対策（河川改修工事）

③ 除排雪

除排雪計画に基づき、安心して生活できる道路を確保するため、芦別道路維持管理組合との連携強化を図り、適切に道路を維持管理することが重要です。

また、道路や公園施設の破損防止を図るため、除雪マナーの啓発を行うことが重要です。

除排雪の現水準を維持するため、除雪機械の計画的な更新とオペレーターの確保・育成を図ることが重要です。

④ 交通安全・防犯

交通事故の抑制と市民の交通安全意識、マナーの向上を図るため、交通安全運動を展開するほか、運転者をはじめ、子どもや高齢者などに対する交通安全教育、指導を強化することが重要です。

詐欺被害を未然に防止するため、特殊詐欺等に関する情報紙の配布、啓発活動及び講演会等を開催し、市民の意識向上を図るとともに、警察署や防犯協会等の関係団体との連携を強化することが重要です。

⑤ 消費者

消費者が日常生活におけるトラブルに遭わないよう、消費生活に関する情報紙、消費者講座及び講演会等により、消費者教育の充実と消費生活における意識の向上を図ることが重要です。

食品ロス削減については、事業者、消費者、関係団体と連携を深め、その機運を高めていくことが重要です。



早朝排雪



① 防災・減災対策

- 関係機関・団体及び地域住民などと連携して防災訓練を行います。
- 自主防災組織の設立を促進するため、災害に対する啓蒙・啓発活動を行います。
- 「芦別市災害備蓄計画」に基づき、備蓄品の整備を行います。
- 地域防災計画を見直し、総合的な防災体制の充実強化を図ります。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦別市地域防災計画 (平成28年度～期限無) ・ 芦別市災害備蓄計画 (令和元年度～期限無)
--------------------	---

② 治山・治水対策

- 危険個所の早期発見に努めるとともに、生態系などに配慮した維持を行います。

③ 除排雪対策

- 市民が安心して暮らせる道路環境を保持するため、広報紙やホームページ等を利用して啓蒙活動を行うとともに、除排雪体制の維持に努めます。

関連する個別計画	・ 芦別市除排雪計画 (単年度)
----------	------------------

④ 交通安全・防犯対策

- 交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、交通安全教育や広報活動を行います。
- 高齢者への交通安全対策として、高齢歩行者・自転車利用者に対する街頭啓発等の交通安全指導を行います。
- 高齢ドライバーに対する安全運転の啓発活動、運転免許証の自主返納に関する広報活動を行います。
- 特殊詐欺等の被害の未然防止に向けて、情報紙の配布、啓発活動及び講演会等を開催します。
- 犯罪の抑止や早期発見に向けて、関係機関と連携を図りながら、防犯灯や防犯カメラの整備に努めます。

⑤ 消費者対策

- 消費生活におけるトラブルの未然防止に向けて、消費者講座や講演会を通じて意識啓発を行います。
- 食品ロス削減については、市民への情報提供に努めます。



3 産業・経済

基本目標

地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち



3 産業・経済	
(1) 農林業	62
① 農業の振興	
② 林業の振興	
(2) 商工鉱業	66
① 商業の振興	
② 工鉱業の振興	
(3) 雇用・労働環境	68
① 雇用・労働環境の改善	
(4) 観光	70
① 観光事業の振興	
② 観光資源の有効活用	

(1) 農林業

現状と課題

① 農業

農家1戸当たりの経営面積については、中山間地域であることから地理的な制約があり、約14ヘクタールと道内平均24ヘクタールを大きく下回っています。

さらに、農家戸数・農業従事者数は、担い手不足や農業者の高齢化などにより、平成27年に242戸あった販売農家戸数が、令和12年に109戸にまで減少すると予測されていることから、農作物の栽培面積及び農業生産額の減少も予想されます。このことから、規模拡大に消極的な農家も見受けられるなど、受け手のいない農地の増大が懸念されます。

農産物の流通・販売対策については、全体的に少量多品目生産であるため、大量のロットが求められる市場への対応が難しくなっています。そのため、今後は市場の動向に応じて出荷時期の調整や他産地との差別化により、少量多品目生産でも評価される産品を栽培していくことが課題です。

また、地域全体で地産地消や食育などに取り組むことにより、市内での消費拡大などに繋がり本市の活性化に直結することから、農業への関心や理解を高める取組として推進していくことが課題です。

② 林業

民有林（市・私有林）については、炭鉞の坑木としてカラマツの需要が高まり、造林が盛んに行われたことから、人工林率が61%と非常に高い割合となっています。

森林整備（私有林）については、5ha以下の小規模所有者や不在村森林所有者※①が多いため、除間伐・枝打ちなどが適切に行われず、伐採後も放置されることが懸念されます。このことから、付加価値の高い森林づくりを目指した森林施業を推進し、木材の生産から加工・販売に至る木材産業システムの構築により、関連産業の総合的な振興を図っていくことが課題です。

また、インターンシップの受入れ等による若年労働者の雇用促進を図っていますが、林業従事者の高齢化が進んでいることから、森林づくりを担う人材を確保・育成することが課題となっています。

木質バイオマスの利活用については、木質チップを安定的に供給するための原材料の確保と利用拡大を図ることが課題です。

重点目標達成に向けた方向性

① 農業

認定農業者、認定就農者の育成については、国、道、市の制度を活用し、農外からの人材確保や U ターン後継者の育成・確保等の支援措置を行うとともに、農業経営の法人化や他の資本との連携を促し、多様な担い手を確保することが重要です。

農家戸数の減少により、担い手に集積される農地が増大することから、技術革新による労働力の軽減対策として、スマート農業の導入を支援することが重要です。

学校教育との連携や農業まつりなどのイベントを通じて、芦別産農畜産物の地元での認知度アップや地産地消を実施するとともに、地域資源を活用した各種認証制度への取組や、生産者側からの情報発信による他産地との差別化、地域ブランド化による農畜産物の付加価値向上を支援することが重要です。

② 林業

地球温暖化防止対策をはじめとする環境との調和に配慮しながら、森林が有する多面的機能の持続的発揮と増進を図ることが重要です。

林業の担い手対策として、インターンシップや林業体験ツアーの受入れを継続して行い、林業従事者の若年化を図りながら後継者を確保・育成することが重要です。

木質バイオマスの利活用に関する取組については、林内環境の整備と市内での経済循環を図ることが重要です。そのため、地域特性である森林資源の有効活用に努めます。

森林環境譲与税については、間伐や路網といった森林整備や人材育成・担い手の確保に加え、木材利用の促進や普及啓発などに活用することが重要です。



農業体験（芦別メロン栽培）



立木伐倒

① 農業の振興

- 担い手の育成・確保については、認定農業者及び認定就農者の経営改善指導・助言、農業経営改善計画のフォローアップ活動、法人化の推進の取組など、多様な担い手を育成・確保し、国、北海道、市の制度を活用して、農業経営の改善に向けた取り組みを支援します。
- 農業経営基盤の強化については、国の制度や市の制度である営農改善事業資金の利子補給等の助成措置の活用を推進します。
- 農産物のブランド化については、生産団体の取組を通じて高付加価値化を図るとともに農商工との連携を進めます。
- 学校教育との連携や農業まつりなどのイベントを通じて、地産地消を推進して経営の安定化を図られるよう支援します。
- 農地の流動化による集積については、農業委員会の農地あっせん等により農用地の確保・集積面積の拡大を図ります。
- 北海道農業公社による事業を活用し、担い手への利用集積を行います。
- 農業・農村の多面的機能を発揮するため、国の制度に基づき、地域活動や営農の継続を支援し、条件不利地における生産活動が適切に発揮されるよう努めます。

<p>関連する個別計画 (計画期間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4次芦別市農業振興計画 (平成28年度～令和7年度) ・ 芦別市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 (平成28年度～令和3年度)
----------------------------	--



用水路の泥上げ作業



スマート農業(ロボットトラクター)

② 林業の振興

- 森林整備と保全については、国及び北海道の補助事業を活用して、森林施業の円滑な推進に努めます。
- 私有林の適切な整備・保全、市有林の育成管理に努めます。
- 林業の担い手確保については、北海道及び林業関係団体と連携し、インターンシップや林業体験ツアーを受入れます。
- 北海道立北の森づくり専門学院の実習等を受入れます。
- 木質バイオマスの利活用については、林地未利用材を原材料とする木質チップを安定的に供給できるよう、製造事業者の育成と森林資源の有効活用を図ります。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 芦別市森林整備計画	(平成30年度～令和9年度)
	・ 芦別市森林経営計画	(平成30年度～令和4年度)



木材積込運搬



苗木植栽

(2) 商工鉱業

現状と課題

① 商業

商業については、周辺都市に大型店や郊外型専門店が進出し、市外への消費の流出が進んでいます。

商店においては、経営者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっていることから、空き店舗が増加し商店街の活気が失われつつあります。

これまで商業の活性化に向け支援を行ってきましたが、今後は市外への消費流出に歯止めをかけるため、商店や商店街が消費者ニーズに合った事業を行うことが課題です。

② 工鉱業

工業については、生産額の堅調な伸びが見られ、生産設備の増強等も進められています。しかし、生産年齢人口の減少の影響等もあり、人材不足の問題や生産性を向上させるための事業の環境整備に係る支援が課題です。

鉱業については、納炭先の事業縮小による露頭炭採掘量の減少が見込まれております。そのため露頭炭事業者に加え、関連する運送業などへの影響が危惧されます。

企業誘致活動については、これまで厳しい状況が続いていましたが、近年、新たな企業進出もあったことから進展が見られた状況です。このことから、今後も自然環境や災害の少なさをアピールしながら取り組み、人材確保のほか、新たな企業進出につながるよう、誘致対象業種の拡大などを行っていくことが課題です。

重点目標

活力がみなぎる商工鉱業の振興

重点目標達成に向けた方向性

① 商業

商工会議所との連携による相談指導の充実を図りながら、空き地空き店舗の活用等に係る助成制度などにより、商店や商店街の魅力と利便性の向上を支援することが重要です。

② 工鉱業

工業については、経営の安定と技術力の優れた企業を育てるため、人材育成を促す一方、技術力の高度化、作業効率の改善など経営体質の強化と雇用の安定を支援することが重要です。

鉱業においては、納炭量の減少とともに、業務量や従業員数の減少が危惧され、さらに関連産業への影響が懸念されることから、引き続き事業の必要性を関係機関へ働きかけることが重要です。

企業誘致活動においては、情報処理や先端技術開発など、幅広い産業分野への企業誘致に向けた取り組みが重要です。

推進すべき施策

① 商業の振興

- 中小企業者や中小企業団体等の自立的な努力を基調として、高度化する地域経済と社会に適合するため、経営基盤の強化を図る事業に対し支援します。
- 中小企業者等の経営の安定と近代化を図るための事業に対し支援します。
- 地元商品の販売拡大や市民の購買促進を図るために、商店や商店街、商工会議所等が連携して実施する事業に対し支援します。

② 工鉱業の振興

- 技術力の高度化や新分野の開拓、人材確保や生産性の向上に向けた設備投資など、企業における取組を支援します。
- 中小企業者等の経営の安定と近代化を図るため、各種制度に基づき支援します。
- 本市出身者や企業誘致活動で形成した人脈、又は本市に進出している企業や地元企業などの情報提供を受け、設備投資や固定資産税に関する優遇制度を活用し、企業誘致活動を推進します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく芦別市基本計画 (平成29年度～令和4年度) ・ 生産性向上特別措置法に基づく芦別市導入促進基本計画 (平成30年度～令和3年度)
--------------------	--

(3) 雇用・労働環境

現状と課題

① 雇用・労働環境

滝川管内の有効求人倍率は、全国的な少子高齢化などの影響もあり、平成28年以降1.00倍を超え上昇傾向が続いています。

人材の確保対策の一つとして、企業が行う従業員住宅の確保に対する助成制度を設けたことにより、人材確保にも効果が表れています。

しかし、新規学卒者の市内企業への就職者数の減少や就職後の定着率の低下がみられるほか、給与所得水準が低いことなどから、人材不足が解消されていないことが課題です。

【有効求人倍率の推移】

年 度	全 国	全 道	滝 川(芦別含む)
平成 21 年度	0.42	0.35	0.33
平成 22 年度	0.51	0.41	0.43
平成 23 年度	0.62	0.46	0.40
平成 24 年度	0.74	0.57	0.51
平成 25 年度	0.87	0.74	0.67
平成 26 年度	1.00	0.86	0.83
平成 27 年度	1.11	0.96	0.89
平成 28 年度	1.25	1.04	1.04
平成 29 年度	1.38	1.11	1.19
平成 30 年度	1.46	1.17	1.31

〈参考：厚生労働省北海道労働局 安定所別月間有効求人倍率（常用）の推移〉

重点目標

定住化を促す雇用環境の充実

重点目標達成に向けた方向性

① 雇用・労働環境

人材不足が深刻化していることから、U・I・Jターン^{※①}者や市内在住の新規学卒者の市内企業への就職を促進することが重要です。このことから、就職後の定着率を高めるための取組を進めるとともに、将来的に予測される人材確保として外国人労働者の受入れなど、幅広い人材確保対策を推進する施策が重要です。

推進すべき施策

① 雇用・労働環境の改善

- 従業員住宅を取得する中小企業者等を支援することで、住環境の向上による従業員確保と市内への移住・定住に結び付ける取組を実施します。
- 市内及び近隣自治体の高校生を対象に合同企業説明会等を開催し、市内企業への就職につなげます。
- 市内事業所に就職した新規学卒者、及びU・I・Jターン者に対して奨励金を交付し、市内企業への就職と移住・定住を促進します。



高校生による市内企業見学会

①U・I・Jターン…Uターンは都市部などに転出していた人が出身地に戻ることに。Jターンは都市部などに転出していた人が出身地の近くの都市に戻ることに。Iターンは都市部などで生まれ育った人が地方に移住すること。

(4) 観光

現状と課題

① 観光事業

観光客の入り込みが多いイベントとして、健夏まつりやキラキラ☆フェスタあしべつ、元気森森まつり、農業まつりがあります。そのため、イベント内容等を充実させ、集客力を高めることが課題です。

平成30年に観光事業を推進する中核的な組織として、一般社団法人芦別観光協会が設立されたことから、組織が行う事業に対し支援することが重要です。そのため、今後は同協会を中心として市や観光関係者が連携し、星の降る里・芦別の情報や魅力の発信、各種イベントの開催支援、ツアー商品の開発やツアー誘致等の活動に取り組んでいくことが課題です。

② 観光資源

観光資源としては、温泉、景勝地を含めた自然や歴史・文化、道の駅などの施設があるほか、「星の降る里」にちなんで星や星空を資源として活用する事業が展開されています。

また、郷土料理「ガタタン」をはじめ、市内で収穫される米や野菜、加工品などの販売やPRについて道の駅を中心に展開しているほか、観光専用ホームページや雑誌等での周知・宣伝に努めています。このことから、これらの資源を活用して観光客の入込増加に結び付けていく取り組みが課題です。

近年、インバウンド（訪日外国人旅行者）が増加し、体験型観光として、さくらんぼ狩りが人気を集めています。このことから、他の施設等での受入れ環境や受入れ態勢を整備することが課題です。



キラキラ☆フェスタあしべつ

重点目標

星の降る里に訪れてみたいと思える魅力ある観光の振興

重点目標達成に向けた方向性

① 観光事業

観光地として定着させるため、市、芦別観光協会、観光関係者が連携し、必要に応じて観光ニーズを調査するなど、魅力あるイベントやツアー商品等の開発を行い、観光客の増加を図ることが重要です。このことから、さまざまな媒体を活用した情報発信により、星の降る里・芦別のイメージの定着を図ることが重要です。

② 観光資源

観光資源としては、星空などの自然や温泉、歴史・文化のほか、日本遺産の「炭鉄港」※①など、豊富な地域資源を効果的に活用することが重要です。また、農林業などを組み合わせた体験プログラムを企画開発し、これらに取り組む関係者を支援するほか、着地型観光商品※②の企画や販売に向けて取り組むことが重要です。

インバウンドを含めた観光客のニーズに対応した受入れ態勢の向上を図るため、芦別観光協会を中心に市や観光関係者が連携し、魅力ある観光地づくりを目指した取組を行うことが重要です。

上金剛山から見た夜景と雲海



用語
解説

- ①「炭鉄港」…令和元年5月に文化庁から日本遺産として認定された空知の石炭、室蘭の鉄鋼、小樽の港湾とそれらを繋ぐ鉄道を舞台に繰り広げられた北の産業革命のストーリーであり、本市の旧三井芦別鉄道炭山川橋梁、星槎大学（旧頼城小学校校舎及び体育館）をはじめ、道内12市町の44施設が構成文化財となっている。
- ②着地型観光商品…旅行者を受け入れる地域で作られる旅行商品のこと。新しい観光素材の掘り起こしなど地域活性化につなげていく商品のこと。

① 観光事業の振興

- 各種イベントについては、実施団体と連携し魅力のある内容に充実するとともに、周知・PRを実施して開催を支援します。
- 芦別観光協会と連携し、観光専用ホームページやSNS、各種メディアを活用し、観光情報を積極的に発信します。

② 観光資源の有効活用

- 本市の星空を生かした各種事業を展開し、「星の降る里・芦別」の魅力向上に努めます。
- 道の駅への集客効果を高めるため、指定管理者、直売店等が連携し、利用者に対するサービスの向上と充実を図る取組を進めます。
- さくらんぼ狩り、星空観察、雲海眺望、農林業などを活用した体験プログラムの開発と情報発信を強化し、体験型観光を推進します。
- 日本遺産である「炭鉄港」の資源を活用して、地域活性化に向けた観光情報の周知・PRを行います。

関連する個別計画
(計画期間)

・ 芦別市観光振興計画

(平成30年度～令和4年度)



芦別健夏山笠



4 保健・医療・福祉・介護

基本目標

ひとに優しい、ふれあいと温もりのあるまち



4 保健・医療・福祉・介護

	(1) 保健・医療	74
	① 保健の充実	
	② 食育の推進	
	③ 医療の充実	
	(2) 福祉・介護	78
	① 地域福祉の充実	
	② 高齢者福祉の充実	
	③ 介護の充実	
	④ 障がい者(児)福祉の充実	
	⑤ 子育て支援の充実	
	⑥ 家庭児童相談の充実	
	⑦ ひとり親家庭福祉の充実	
	(3) 社会保障	84
	① 生活困窮者支援の充実	
	② 国民年金の充実	
	③ 国民健康保険の充実	
	④ 後期高齢者医療の充実	

(1) 保健・医療



現状と課題

① 保健

妊産婦及び乳幼児までの一貫した母子保健サービスでは、母性・父性を育み、乳幼児が心身ともに健やかに育つよう個々にあった支援を継続しています。このことから包括的で切れ目のない支援をするため、関係機関と連携して取り組むことが課題です。

また、一人ひとりの健康増進を支援するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査や、健康増進法に基づくがん検診等を実施しています。このことから、生活習慣病等の発症予防や重症化予防を行うとともに、受診率の向上を図ることが課題です。

② 食育

食育の現状については、朝食の欠食や孤食等がみられます。このことから、適切な食生活を営みながら、心身ともに健康な生活を目指し、知識だけに止まらず実践になげられるよう、子どもから大人まで切れ目のない取り組みを行うことが課題です。

③ 医療

市立芦別病院では、医師不足によりこれまでの診療体制を維持することは厳しい状況となっています。このことから、健全経営に向けた病院のあり方について、診療体制の縮小も含めた取り組みを行うことが課題です。

医師の確保が困難な状況においては、医療水準の向上や安全・安心な医療を継続して提供するため、診療体制や病棟の再編を含めた検討を行うことが課題です。



市民健康運動講座

重点目標達成に向けた方向性

① 保健

乳幼児健康診査や健康相談、家庭訪問などを通じて、個々のケースに合わせた支援が重要です。このことから、関係機関と連携しながら、妊娠期からの切れ目のない包括的支援の体制を構築することが重要です。

また、特定健康診査やがん検診の受診機会を増やす取り組みを行うとともに、若年層が将来的に検診受診行動をとれるよう小・中学校でがん教育を実施し、さらに、未受診者への受診勧奨の継続や個別でも受診できるよう、体制を整備し受診率の向上を図ることが重要です。

② 食育

市民一人ひとりが、健全な食生活を実践する基本的な力を身につけ、健康な心と体や豊かな人間性を育むことが重要です。このことから、関係機関と連携・協力しながら、子どもから大人まで切れ目のない取り組みを推進することが重要です。

③ 医療

一次医療と救急医療を担うため、経営の健全化と効率的な病院運営を図ることが重要です。このことから、市民の健康増進に寄与するため、地域の実情に応じた医療提供体制を整えることが重要です。



食育体験会（親子おさかな料理教室）

① 保健の充実

- 母子保健については、必要な知識が得られ交流が図られるよう、プレマクラスや乳幼児健康診査・健康相談を行います。
- がん検診については、全ての市民が受診しやすい環境を整えます。
- 小中学校でのがん教育については、がんや生活習慣病の予防の大切さを伝えるとともに、望ましい生活習慣を考える機会として学校と連携して行います。
- 特定健康診査については、受診項目の充実を図り、受診結果から生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、保健師、管理栄養士によりサポートします。
- 定期予防接種については、予防接種法に基づき、集団又は個別により行います。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次健康プラン芦別 (平成27年度～令和4年度) ・ 芦別市国民健康保険第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度)
--------------------	--

② 食育の推進

- 妊婦の食生活については、プレマクラスで個別の栄養相談や栄養バランスに関する講話を行います。
- 子どもの食生活については、朝食摂取や早寝・早起きをするなど、基本的な生活習慣を身につけられるよう、乳幼児健康診査や健康相談を行います。
- 食育の周知については、「食育だより」を通じて、市の取組事例の紹介や食に関する情報を提供します。
- 食に関する農業体験については、幼稚園・保育園・学校と連携して、お米や野菜の栽培・収穫などにより、食べ物を育て生産する喜びや自然に対し感謝する気持ちが育まれるよう努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次芦別市食育推進計画 (平成30年度～令和4年度) ・ 第2次健康プラン芦別 (平成27年度～令和4年度)
--------------------	--



プレマクラス

③ 医療の充実

- 安定した医療を提供するため、医療スタッフの適正な確保と医療機器の更新により、医療水準の向上に努めます。
- 病院の健全経営を図るため、病棟を再編するなど、地域に見合った医療体制の検討とコスト削減及び増収に努めます。
- 市内各医療機関との情報共有を図り、医療機関相互の連携の強化に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 市立芦別病院新改革プラン (平成29年度～令和2年度) ・ 市立芦別病院経営健全化計画 (平成30年度～令和4年度)
--------------------	---



市立芦別病院



CT検査機器

(2) 福祉・介護



現状と課題

① 地域福祉

町内会などのコミュニティは、市民の日常生活を支える相互扶助の精神を基盤とする近隣社会における自治活動の組織となっています。

近年、高齢化の進行や人口・世帯数の減少などから、町内会を構成する世帯数や年代にバラつきが生じています。このことから、町内会の再編成やコミュニティを構成する市民の自治意識や活動参加意識を高めることが課題です。

② 高齢者福祉

高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれています。このことから、高齢者が社会活動などに積極的に参加できる地域づくりと、安心して暮らせる支え合いの環境づくりが課題です。

③ 介護

高齢化が進み、要支援・要介護認定者の増加に加え、認知症高齢者も増加することが予想されることから、介護サービス需要の増加、多様化が見込まれるとともに、地域において介護に携わる人材の不足が大きな課題です。

高齢者自身が「支えられる」だけでなく、「支える」役割を担い、世代を超えた地域、住民同士の支え合う仕組みづくりを進めるほか、要介護状態にならないよう予防することが課題です。



高齢者福祉大運動会

④ 障がい者（児）福祉

障がい者本人の高齢化による障がいの重度化や家族の高齢化が進んでいます。そのため、障がい福祉サービス事業所の定員や障がい者本人のニーズの問題など、市外事業所へ通うケースもあることから、障がい者やその家族が地域で安心して暮らすため、継続的に支援することが課題です。

⑤ 子育て支援

保育環境については、少子化の影響もあり、子どもの遊びの場の提供や保護者の育児力の向上が求められています。そのため、子育て世代が情報交換をできる体制を整備することが課題です。

また、共働き世帯の増加により、昼間に保護者が家庭にいない就学児童の放課後、土曜日及び長期休業期間の安全・安心な居場所づくりが求められています。そのため、関係機関と連携しながら、支援体制の構築に取り組むことが課題です。

⑥ 家庭児童相談

子育てを取り巻く環境は、地域社会や家庭環境により大きく変化し、いじめ、不登校、児童虐待など、家庭児童の相談内容も複雑・長期化しており深刻な社会問題となっています。このことから、専門機関である家庭児童相談所、及び関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ることが課題です。

⑦ ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭の大半は離婚によるものであり、未婚かつ未成年のひとり親が微増傾向にあります。そのため、ひとり親家庭が地域から孤立しないよう自立し就職することが求められています。しかし、雇用先が少なく職種が限られていることから、各種支援制度の充実を図ることが課題です。

重点目標達成に向けた方向性

① 地域福祉

地域住民の連帯感と自治意識、及び活動への参加意識を高める啓発を行うことが重要です。このことから、コミュニティリーダーの育成や効果的な情報提供に努め、町内会をはじめとするコミュニティ組織の強化と自主活動の活性化を促すことが重要です。

住み慣れた地域で「助け合い・支え合い」の相互扶助の理念のもと、安心して充実した生活を送ることができるようコミュニティ活動の活性化に努め、地域社会の充実を図ることが重要です。

② 高齢者福祉

高齢者が元気で生きがいを持って暮らすことができるよう、健康保持の促進と安心して暮らせる支援体制の充実を図ることが重要です。

③ 介護

地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防や重度化防止、認知症施策の推進など、多様なニーズに対応した適切な取り組みを進めることが重要です。

さらに、介護資格を有する人材確保の対策を強化し、高齢者が安心して暮らすための適切なサービスが提供できるよう、介護保険制度の円滑な運営を維持することが重要です。

④ 障がい者（児）福祉

障がいのある人が就労できるよう、障がい福祉サービス事業所等との協力による支援と充実に努め、福祉施設から一般就労等への移行を支援することが重要です。



いきがいサロン

⑤ 子育て支援

保育環境については、国の制度に基づき、保育の質の向上を目指すことが重要です。このことから、若年夫婦に対し保護者として、育児力の向上に向けたサポートをすることが重要です。

円滑な留守家庭児童会を運営するため、学校や教育委員会と連携しながら、保護者が安心して預けられるよう情報を共有することが重要です。さらに、児童が安全に過ごすことができる環境づくりに努めることが重要です。

⑥ 家庭児童相談

子どもと家庭に関するさまざまな問題や相談に応じるため、家庭における適正な児童教育や児童福祉の向上を図ることが重要です。そのため、家庭児童相談所や民生委員・児童委員等と連携しながら、相談業務体制を充実することが重要です。

⑦ ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当などの公的制度の適用や各種制度について情報提供するなど、生活支援体制を充実させることが重要です。

推進すべき施策

① 地域福祉の充実

- 町内会、老人クラブ、婦人部、子ども会（育成会）などのコミュニティ関係組織について、加入促進活動や自主性のある地域づくりの活動などの支援に努めます。

② 高齢者福祉の充実

- ひとり暮らしの高齢者で、緊急時に機敏に行動することが難しくなっている方に対し、緊急通報システムを設置し、日常生活の不安を解消できるよう取り組みます。
- 高齢者の日常生活におけるさまざまな困りごとを把握します。また、それらを軽減するための支援の充実と支援体制づくりの促進を図ります。

関連する個別計画
(計画期間)

・ 第7期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画
(平成30年度～令和2年度)

③ 介護の充実

- 介護サービス事業者の人材育成や、人材不足解消のための総合的な支援を行い、適切で良質な介護サービスを提供する専門職員の確保を図ります。
- 地域包括支援センターが中心となって関係機関や団体と連携し、介護予防や権利擁護等、高齢者を地域で支える体制の充実を図ります。
- 高齢者とその家族に対して、適切な介護予防・生活支援サービスを提供します。
- 介護予防と健康づくりの一体的な取組と健康寿命延伸の取組の強化を図ります。
- 認知症についての正しい知識の普及啓発や相談・支援体制の充実、保健・医療分野との連携による認知症予防など認知症施策の推進を図ります。
- 持続可能な介護保険制度を維持するため、必要な財源を確保し適正に運営します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第7期芦別市高齢者保健福祉計画・芦別市介護保険事業計画 (平成30年度～令和2年度)
--------------------	---

④ 障がい者(児)福祉の充実

- 一般企業等への就労を希望する障がい者への支援については、関係機関と連携を図り、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練が受けられるよう努めます。
- 一般企業等での就労が困難な障がい者への支援については、就労に向けた相談・支援の充実に努めます。
- 障がい者が地域で安心して暮らすため、市民一人ひとりが障がいについての理解を深められるよう啓発に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第5期芦別市障がい福祉計画 (平成30年度～令和2年度) ・ 第3期芦別市障がい者計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	---

⑤ 子育て支援の充実

- 経済的な理由により、助産を受けることができない妊産婦については、助産施設を設置し安全に出産ができるよう支援します。
- 児童福祉サービスについては、障がい児通所(児童発達支援・放課後等デイサービス等)を必要とする障がい児に対して、通所給付費などを支援します。
- 児童センター及び留守家庭児童会については、安全な子どもの居場所と生活の場を確保し、学習・遊び・体験活動の場の提供を支援します。
- 地域子育て支援については、子どもセンターや他の公共施設等の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を実施する拠点づくりを整備します。

- 保育園については、園児が健やかで心豊かな成長を促すため、保育が必要な児童を受入れます。
- 保育サービス・子育て情報など質の高いきめ細やかな保育環境を整備します。
- 子ども・子育て支援については、「第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援、療育支援制度を充実し、質の高い教育・保育を提供します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)
--------------------	--

⑥ 家庭児童相談の充実

- 子どもや家庭におけるさまざまな問題については、専門機関・関係機関との連携と支援体制を充実し、家庭児童相談員による相談業務を行います。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)
--------------------	--

⑦ ひとり親家庭福祉の充実

- ひとり親家庭に対し、生活支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の就労による自立促進については、資格取得や能力開発を目的とする講座への参加を推進します。
- ひとり親家庭の修業支援については、各種養成機関での資格取得を推進します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第2期芦別市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)
--------------------	--



子どもセンター（つばさ保育園）

(3) 社会保障



現状と課題

① 生活困窮者支援

少子高齢化の進展と地域経済の低迷により、雇用情勢が改善しない状況にあることから高齢者、母子、傷病・障がい世帯などの社会的・経済的弱者の生活は一段と厳しさを増しております。このことから、保護率及び被保護世帯、被保護人員も徐々に増加することが予想されるため、適正な保護の実施と自立に向けた支援を行うことが課題です。

② 国民年金

日本年金機構の制度に基づき、年金加入の事務を進めていますが、年金未加入者や未納者が増加する傾向にあります。このことから、将来の無年金者に繋がることのないよう対策を進めることが課題です。

③ 国民健康保険

人口減少や少子高齢化、加入者の所得の減少などから、保険税の収入が減少している一方、虚血性心疾患、脳血管疾患などの生活習慣を起因とする疾病により、重症化してから受診する傾向がみられることが医療費増加の原因にもなっています。このことから、特定健診受診率及び保険税収納率の向上対策が課題です。

④ 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度については、北海道後期高齢者医療広域連合を主体として運営を行っています。このことから、被保険者の健康維持・増進に取り組み、医療費の適正化を図ることが課題です。

重点目標達成に向けた方向性

① 生活困窮者支援

生活保護を必要とする世帯に対し、相談指導體制の充実を図り、適正に保護を適用して自立に向けた支援を行うことが重要です。

② 国民年金

国民年金制度は、老後を支える大きな柱であることから、制度に対する市民の理解を深めるための啓発活動を行うことで、年金加入、保険料の納付及び保険料免除制度の活用を促進することが重要です。

③ 国民健康保険

賦課徴収や保険給付事務を適正に執行するため、収納率の向上により負担の公平性の確保に努め、国民健康保険を健全かつ適正に運営することが重要です。

また、特定健康診査^{※①}や各種検診の受診率向上への取り組みによる市民の健康づくりの推進と、疾病の重症化予防やジェネリック医薬品の利用促進を図ることにより、医療費の適正化に努めることが重要です。

④ 後期高齢者医療

北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の周知と円滑な運用を図ることが重要です。

①特定健康診査…医療保険者（国保・被用者保険）が、40～74歳までの加入者（被保険者・被扶養者）を対象として、毎年度、計画的に実施する内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査のこと。

① 生活困窮者支援の充実

- 生活保護の適用については、資産能力等の活用に十分配慮し、それに応じた積極的な援助と自立助長を推進します。
- 生活保護を受けている方の経済的自立については、民生委員・児童委員との連携を強化し、相談指導体制の充実に努めます。

② 国民年金の充実

- 市民が将来、年金を受給できるよう広報紙やホームページなどを活用して制度の周知に努めます。

③ 国民健康保険の充実

- 生活習慣病の予防については、40歳から74歳までの加入者を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※①に着目した特定健康診査、及び特定保健指導※②を実施し、医療費の適正化を図ります。
- 保険税については、低所得者層や中間所得者層に配慮し、賦課の公平と適正化を図ります。

関連する個別計画 （計画期間）	・ 芦別市国民健康保険第1期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画 （平成30年度～令和5年度）
--------------------	--

④ 後期高齢者医療の充実

- 後期高齢者医療制度の周知に努め、健康診査の実施等による後期高齢者の健康維持・増進を図ります。

用語解説

- ①メタボリックシンドローム…おなかのまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。
- ②特定保健指導…医療保険者が、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対し、毎年度、計画的に実施する動機付け支援・積極的支援のこと。



5 教育・文化

基本目標

地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち

SDGs
関連ゴール



5 教育・文化

(1) 社会教育 88 ① 生涯学習の充実 ② 家庭教育の充実 ③ 青少年の健全育成の推進 ④ 芸術文化の振興 ⑤ 文化財の保護
(2) 学校教育 94 ① 幼児教育の推進 ② 小中学校教育の推進 ③ 高等学校教育の推進 ④ 専門学校・大学教育の推進
(3) スポーツ・合宿 100 ① スポーツの振興 ② 合宿の推進
(4) 国際交流 104 ① 国際交流の促進

(1) 社会教育

現状と課題

① 生涯学習

生涯学習については、これまでの社会的背景から、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増えており、情報化などの変化により絶えず新しい知識や技術の習得が求められています。このことから、市民の生涯学習社会の実現に期待が高まっています。

生涯学習の推進に向けては、多種多様なニーズに対応するため、講座内容の見直しを図るほか、学習プログラムの企画・検討することが課題です。

百年記念館では、地域の身近な自然や歴史、文化に関する資料や情報の収集、保存及び調査研究による展示活動や教育普及活動に反映させ、有益な学習情報の提供に努めています。このことから、利用者のより一層の増加を図るため、多彩な企画展や体験学習を開催することが課題です。

図書館では、社会情勢や流行などを取り入れた選書に努めているほか、季節や行事に合わせた本の展示を行い、利便性の良い環境づくりを図っています。このことから、市民のさらなる読書活動を推進するため、一層の図書拡充に努めるとともに、読書に親しみ、楽しんでもらえるよう事業を実施していくことが課題です。

② 家庭教育

家庭や地域を取り巻く環境の変化により、基本的な生活習慣が十分身につけていない状況です。このことから、多くの児童や家庭が参加する体験学習事業を実施するなど、地域の理解や支援を受けながら、学校・家庭・地域・市が一体となった家庭教育への取組を進めていくことが課題です。



高齢者大学によるボランティア活動

③ 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、高度情報化社会の進展など、これまで以上の大きな社会変化により、青少年の生きる力を育む生活体験の機会が減少しています。そのため、家庭や地域でのコミュニケーションが不足している状況です。

青少年の健全育成に向けては、近年の少子化に伴い、各種青少年健全育成事業への参加者が減少傾向にあります。このことから、学校等への協力を依頼するとともに、事業内容を見直すことが課題です。

また、インターネットの著しい普及により有害情報が氾濫し、青少年の非行行為を誘発しやすい環境となっています。このことから、引き続き青少年センターや関係機関による街頭補導等の非行防止活動を行うことが課題となっています。

④ 芸術文化

芸術文化の価値観については、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと大きな転換が見受けられます。このことから、市民に生きがいを与え、心のよりどころになり、さらには生活をより充実させるなど、精神的な豊かさへの関心が高まっています。

また、市民が自主的に芸術・文化活動に参加できるよう、芸術文化団体と連携しながら芸術文化活動の発表、交流の場を提供するとともに、若い世代を増やしていくことが課題となっています。

⑤ 文化財

地域の自然や歴史の象徴的存在である文化財については、市民及び国民共有の財産として、教育的活用のほか観光振興にも寄与している状況です。

そのため、今後は新たな視点からより多くの文化財を見だし、地域文化の高揚に寄与するよう、保護・保存に努めていくことが課題です。



無形文化財（芦別獅子）

重点目標

地域で学び続け活動できる社会教育の推進

重点目標達成に向けた方向性

① 生涯学習

市民の多様化する学習ニーズに応えるため、幅広い分野で質の高い学習機会を提供し、学んだ知識を活用して自主的な学習や活動につなげるよう努めるとともに、市民団体及びサークルに対して積極的な学習活動を支援することが重要です。

百年記念館については、歴史・文化などの郷土史を伝える施設として、資料の収集活動を行い、来館者に対し調査研究に関する有益な情報を提供することが重要です。

図書館については、子どもの読書活動を推進するほか、各年齢層に合わせた事業や展示を行い、利用促進を図っていくことが重要です。

② 家庭教育

市民に家庭教育の必要性を理解してもらうため、学校、地域との連携を図りながら、家庭の教育力向上を目指した事業を実施することが重要です。

③ 青少年の健全育成

青少年の健全育成については、家庭・学校・地域・市が総合的に連携し、関係機関との情報交換を図ることが重要です。

青少年の非行防止活動については、青少年センターを中心に関係機関と連携を図り、環境浄化活動や補導員による街頭補導活動を継続して実施することが重要です。

また、青少年が犯罪等に巻き込まれる事態を未然に防ぐため、「子ども110番緊急避難所※①」の活用することが重要です。



子ども会リーダー養成講習会

用語解説

①子ども110番緊急避難所…子どもたちが、外で不審者に声を掛けられたり、追いかけられたりなど、危険を感じた時に助けを求め駆け込む避難所のこと。

④ 芸術文化

市民が優れた芸術文化に触れ、創作活動と展示・発表の機会が図られるよう、文化団体などと連携し、芸術や音楽に触れる機会の創出や、交流と親睦を深める場を提供していくことが重要です。

⑤ 文化財

指定文化財の適正な維持管理を図るとともに、将来に伝えるべき新たな文化財を掘り起こし保護・保存するほか、「芦別獅子」の継承に向け支援していくことが重要です。

【日本遺産《炭鉄港》の構成文化財】



星槎大学（旧頼城小学校）校舎



星槎大学（旧頼城小学校）体育館



旧三井芦別鉄道炭山川橋梁

① 生涯学習の充実

- 市民の自主的な学習や活動を支援し、各種講座・大学などを開催します。
- 学習の場の提供については、情報誌「マナビ通信」を発行するほか、ホームページや広報などを活用して、イベント情報を提供します。
- 生涯学習の拠点施設である百年記念館については、資料の収集・調査研究を推進し、魅力的な企画展や体験活動を開催します。また、学校教育や市民活動に有益な学習情報を提供しながら、効率的な運営に努めます。
- 生涯学習の拠点施設である図書館については、社会情勢や流行などを取り入れた選書に努め、読書に親しみ、楽しんでもらえる各種事業を開催します。また、良好な読書環境を提供するため、効率的な運営に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次芦別市生涯学習推進計画 (令和2年度～令和11年度) ・ 芦別市子どもの読書活動推進計画 (平成29年度～令和4年度)
--------------------	---

② 家庭教育の充実

- 家庭における教育力の向上を図るため、親子で参加できる体験教室などを開催し、家庭教育への理解や意識の醸成に努めます。
- 異年齢の子ども達が、体験学習事業などを通じて、規則正しい生活習慣や望ましい学習習慣を身に付けることができるよう支援します。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次芦別市生涯学習推進計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	---

③ 青少年の健全育成の推進

- 青少年の健全育成活動については、各種青少年健全育成活動や団体活動、並びに文化・スポーツ分野で活動している青少年を顕彰し、広く市民に健全育成運動を周知・宣伝などにより支援します。
- 青少年育成団体が実施する事業については、清掃活動や各種イベントなどを通して、青少年の社会奉仕・社会参加活動の助長に努めます。
- 青少年の非行防止については、青少年センターによる環境浄化活動や補導活動を実施します。
- 青少年の安全対策については、「こども110番緊急避難所」の設置や、青色回転灯パトロール車による巡回などにより、安全・安心な地域環境の充実に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次芦別市生涯学習推進計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	---

④ 芸術文化の振興

- 市民が芸術文化に親しめるよう、地元芸術家や芸術文化団体の活動を通して、人と地域の交流が図られるよう努めます。
- 芸術文化活動の参加については、芸術・文化活動発表の場の提供などの支援に努めます。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第3次芦別市生涯学習推進計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	------------------------------------

⑤ 文化財の保護

- 文化財巡りなどを通じて市民に文化財の意義や価値を知ってもらい、新たな文化財の掘り起こしにつなげます。
- 文化財を核として本市の正確な歴史を調査・研究し、教育的活用を行います。
- 指定文化財の適正な維持管理を図ります。
- 本市唯一の無形文化財である「芦別獅子」の継承活動を支援します。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第3次芦別市生涯学習推進計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	------------------------------------

【芦別市内にある、国、北海道及び市の指定文化財】

No.	名称	種別	指定	指定年	所有者
1	野花南周堤墓群	史跡	北海道	平成12年	芦別市
2	滝里遺跡群出土遺物	有形文化財	北海道	平成12年	芦別市
3	黄金水松	天然記念物	北海道	平成14年	芦別市
4	空知大滝甌穴群	天然記念物	北海道	平成23年	国
5	芦別獅子	無形文化財	芦別市	昭和37年	芦別獅子保存会
6	旧干場家レンガ倉庫	有形文化財	芦別市	平成12年	芦別市
7	新城仙台山の三本ナラ	天然記念物	芦別市	平成12年	芦別市
8	毛抜形太刀	有形文化財	芦別市	平成18年	芦別市
9	星槎大学(旧頼城小学校)校舎	登録有形文化財	国	平成20年	学校法人国際学園
10	星槎大学(旧頼城小学校)体育館	登録有形文化財	国	平成20年	学校法人国際学園
11	旧三井芦別鉄道炭山川橋梁	登録有形文化財	国	平成21年	芦別市

※ 9・10・11は、令和元年5月に文化庁が認定した日本遺産「炭鉄港」の構成文化財です。



(2) 学校教育

現状と課題

① 幼児教育

入園料・保育料に対する保護者の負担軽減を図るため、私立幼稚園に対して就園奨励費補助金の交付を実施してきました。しかし、対象となる幼稚園が子ども・子育て支援法に基づく給付制度に移行したことから、他の給付事業により保護者への負担軽減が図られています。

なお、幼稚園・保育所・小学校との円滑な接続を推進するため、小1スタートカリキュラム※①の充実を図り、小1プロブレム※②に対応することが課題となっています。

また、小学校入学を控えた幼児で幼稚園、保育所に在籍していない幼児には、集団生活の楽しさやルールを学んでもらうよう、その機会を提供することが課題です。

② 小中学校教育

人口の減少や出生率の低下等により、児童・生徒数は減少し続けていることから、小・中学校の適正規模、適正配置に関する検討を進める必要があります。また、基礎的・基本的な知識や技能の習得と向上を図るため、学ぶべき内容の完全習得を目指した学習指導を工夫・改善していくことが課題です。

本市にふさわしい小中一貫教育の枠組みを確立し、義務教育9年間の系統性を踏まえた教育活動を推進するため、具体的な内容やスケジュールを検討することが課題となっています。

令和元年度に導入したコミュニティ・スクール※③（学校運営協議会制度）については、地域住民が積極的に学校運営に参画し、地域総がかりで子ども達を育む、地域に根付いた仕組みとして発展させていくことが課題です。

特別支援教育※④を必要とする児童・生徒に対しては、「個別の教育支援計画」に基づく適切な指導を行うため、支援体制の充実を図るほか、困り感・つまずき感を抱える児童・生徒の把握と指導体制を充実していくことが課題です。

いじめの未然防止に努めるため、いじめの実態を把握し、必要な指導・経過観察を行いながら、他人を思いやる心や望ましい人間関係の形成に向けた指導を充実していくことが課題です。

不登校の児童・生徒については、学校、家庭及びスクールカウンセラー等の関係機関と連携し、子どもに寄り添う対応、居場所づくりを進めるほか、中1ギャップ※⑤などの未然防止に努めていくことが課題です。

学校給食については、地場産食材を取り入れながら、できる限り手作りにこだわり、子ども達に楽しんでもらえるメニュー作りに努めるとともに、「食育」という観点からの指導を強化していくことが課題です。

③ 高等学校教育

道立芦別高等学校については、学区内全体の中学卒業生数の減少、市内中学校からの進学率の減少に伴って入学生が減少しており、間口の維持が難しい状況です。このことから地元からの進学率を高めていくことが課題です。

私立の星槎国際高等学校については、少子化の進展や学ぶ機会の多様化等に伴って、入学生が減少しています。このことから地域に根ざした特色ある教育活動を展開し、入学生確保のための魅力づくりに繋げていくことが課題です。

④ 専門学校・大学教育

北日本自動車大学校については、少子化の進展や同種の教育機関の増加、自動車に対する興味・関心の希薄化等に伴い入学生が減少しています。

また、星槎大学については、本市におけるスクーリング※⑥来校者数が減少しています。このことから今後はスクーリングの受入れ体制の維持、充実を図っていくことが課題です。



農業体験（星槎国際高等学校）

- ①小1スタートカリキュラム…小学1年生が、小学校に慣れることができるようにするための教育課程（カリキュラム）の工夫のこと。
- ②小1プロブレム…小学1年生が新しい環境になじめず、集団行動ができない、授業中に座ってられない等という状態が継続する問題のこと。
- ③コミュニティ・スクール…地域住民が学校運営に参画する仕組み（学校運営協議会制度）のこと。
- ④特別支援教育…障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。
- ⑤中1ギャップ…中学1年生が授業形態などの新しい環境になじめず、不登校やいじめにつながる等の問題がでてくる現象のこと。
- ⑥スクーリング…通信教育によって学んでいる人が、教室で教員と直接対面して授業（講義、演習、実験・実習・実技）を受けること。

用語
解説

重点目標達成に向けた方向性**① 幼児教育**

園児数の推移を踏まえながら、保護者に対する就園支援を実施することが重要です。地域の宝であり、将来を担う大切な子ども達を地域ぐるみで育むため、幼稚園と家庭・地域とが連携するほか、市と幼稚園が連携強化を図ることが重要です。

幼児教育から小学校教育への円滑な移行を推進するため、集団行動や不安感などに対する丁寧な指導に努めることが重要です。また、小学校入学にあたって、保護者の不安や悩みを解消するため、就学相談の体制や機会を充実させることが重要です。

② 小中学校教育

児童・生徒数の推移を見極めながら、「小中学校配置基準」の見直しの必要性や保護者・地域の方々の意見を聞く機会を設けるなど、統廃合の検討を具体的に進めていくことが重要です。

保護者と学校の連携を深めて家庭学習の習慣化を図り、子ども達が自ら学ぶ力を育成することが重要です。このほか、統一学力検査や全国学力・学習状況調査などの結果分析により、各学校の状況に応じた改善策を講じ、着実に学力を向上させることが重要です。

「小中一貫教育協議会」を核として、2つの校区内における子ども像の共有や学習規律の接続など、義務教育9年間の系統性を踏まえた教育活動を組織的・計画的・継続的に推進し小中一貫教育を進展させることが重要です。

保護者や地域の方々に学校の応援団として学校運営に参画してもらい、「コミュニティ・スクール」の取組を推進し、地域とともに、豊かな心と郷土に誇りと愛着を持つ子ども達を育む体制を確立することが重要です。

特別支援教育連携協議会とその下部組織である相談支援部会の機能を十分に生かし、各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心にした組織的な支援体制の充実を図ることが重要です。

いじめの未然防止に向けては、児童・生徒が自ら取り組む実践的な活動を推進するため「仲間づくり子ども会議」を定期的で開催することが重要です。また、不登校問題については、未然防止を図るため小中学校が連携して、集団行動や不安感などに対する丁寧な指導体制を確立することが重要です。

食育活動を推進していくために、子ども達に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける指導を充実していくことが重要です。

③ 高等学校教育

道立高校については、通学費及び検定試験等受講料の助成や英語教師助手の派遣などの支援策のほか、地元からの進学率を高めるための支援策を講じることが重要です。

私立高校については、各種助成・補助制度を継続して実施することが重要です。

また、高等学校教育を推進するにあたり、生徒の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、ボランティア活動を通じて地域の行事に参加するなど、地域と学校の双方向の交流を促進させ、ともに展開する教育活動の実現を目指すことが重要です。さらに、私立高校については、地域の人・物・歴史・技術などを生かしたスクーリングにより、交流人口の増加や地域の活性化につなげていくことが重要です。

④ 専門学校・大学教育

専門学校及び大学教育については、各種助成・補助制度を継続して実施することが重要です。

また、学生の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、ボランティア活動を通じて地域の行事に参加するなど、住民と学校の双方向の交流を促進させ、地域とともに展開する教育活動の実現を目指していくことが重要です。このほかスクーリング来校者に対する支援を継続していくことが重要です。



ボランティア活動（芦別高等学校）

① 幼児教育の推進

- 私立学校運営費補助については、私立幼稚園を設置する学校法人に対して、助成を行います。
- 学校法人の健全な発展のための支援を行うとともに、教育環境改善のための施設整備を支援します。

② 小中学校教育の推進

- 小中学校配置基準の見直しを行います。
- 小中一貫教育については、「学力向上」「中1ギャップの未然防止」「教職員の資質向上」を目的に、小中一貫教育協議会を核として授業交流や乗り入れ授業、学習規律の接続、家庭学習の習慣化の取組など、具体的な取り組みスケジュールをもとに実践・交流を計画的に行います。
- コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民が「学校運営協議会」の一員となり、学校と目標やビジョンを共有しながら、地域とともに、豊かな心と郷土に誇りと愛着を持つ子ども達を育てる一体感のある学校づくりを行います。
- 特別支援教育については、特別支援学級に在籍する児童・生徒の「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズに応じた指導を計画的に行います。
- 通常学級に在籍する困り感・つまずき感を抱える児童・生徒については、学習支援員による個別の支援を図り、「個別の指導計画」等を活用した適切な指導を行います。
- 食育活動については、正しい食習慣の指導を計画的に行います。
- 食材に地場産の農産物を取り入れるなど、給食を生きた教材として活用した指導を行います。



コミュニティ・スクール視察研修

③ 高等学校教育の推進

- 道立高校については、各種の助成制度、補助制度などを実施し、入学生を確保するための支援を行います。
- 私立高校については、学校法人の健全発展のため、入学生の学資負担の軽減を図り、入学生を確保するための支援を行います。また、教育環境改善のための施設整備を支援します。
- 生徒の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、地域と学校の双方向の交流を支援します。

④ 専門学校・大学教育の推進

- 学校法人の健全発展と安定的な運営のため、教育環境改善などの施設整備を支援します。
- 入学生の学資負担の軽減を図り、入学生を確保するための支援を行います。
- 学生の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、住民と学校の双方向の交流を支援します。



専門学校北日本自動車大学校（実習）



(3) スポーツ・合宿

現状と課題

① スポーツ

各種スポーツ団体及びスポーツ少年団の活動を支援するほか、気軽に参加できるスポーツ教室や「チャレンジデー」、「市民あるけあるけ運動」などのスポーツイベントの開催、トップクラスの大会等を招致することにより、スポーツの魅力や素晴らしさを学ぶ機会を提供しています。

スポーツの振興については、スポーツ推進委員等の指導者不足の解消及び技術力の向上を図るほか、全ての市民が参加しやすく・親しみやすいスポーツを普及することが課題です。

② 合宿

合宿の受入れについては、道内でも合宿事業に取り組む自治体が増えたことや少子化の影響等から、スポーツ合宿及び教育・文化合宿の利用者数は増加していない状況です。なお、スポーツ合宿についてはリピーターの確保は図られていることから、今後は教育・文化団体を含めた新規団体の受入れを一層推進していくことが課題です。

スポーツ医科学による国立大学法人旭川医科大学との連携については、スポーツ振興等への取組としてそれぞれの資源を活用し、相互に連携・協力体制を構築するため、協定に基づきスポーツ競技者への支援、スポーツによる地域活性化等に関する取組をより一層推進していくことが課題です。



日本プロ野球OBクラブベースボールサマーキャンプ

重点目標

生涯にわたるスポーツの振興と合宿の推進

重点目標達成に向けた方向性

① スポーツ

なまこ山総合運動公園施設をはじめとする社会体育施設を拠点として、さまざまなスポーツの機会を提供することが重要です。

また、スポーツ推進委員等のスポーツ指導者の技術の向上を図るほか、市民がスポーツを継続して親しめるきっかけづくりに取り組むことが重要です。

② 合宿

合宿施設である「あしべつ宿泊交流センター」の収容人員の増加を促進するとともに、新規となる大規模な団体、及び複数の団体を受入れていくことが重要です。

交流人口の増加を図るため、合宿の里推進協議会や観光協会などと連携して、官民一体となって、市内における経済効果への取組を推進していくことが重要です。

合宿状況の周知については、歓迎看板・SNS等を活用して積極的に行い、理解と協力を求めていくことが重要です。

スポーツ医科学による国立大学法人旭川医科大学との連携については、協定に基づき取組をより一層推進していくことが重要です。



市民あるけあるけ運動

① スポーツの振興

- スポーツに親しむ機会などを提供するため、健康都市宣言記念事業（チャレンジデー、あるけあるけ運動、少年団交流事業）を開催し、より多くの参加と健康づくり・体力づくりの意識啓発を図ります。
- スポーツ推進委員等と連携しながらスポーツの実技指導やスポーツ行事・事業等を開催し、スポーツに対する啓発・周知を行います。

関連する個別計画 (計画期間)	・ 第3次芦別市生涯学習推進計画 (令和2年度～令和11年度)
--------------------	------------------------------------



プロ野球北海道日本ハムファイターズ
サマーベースボールフェスティバル2019（イースタン・リーグ公式戦）

② 合宿の推進

- 各種団体と連携し、全日本、実業団クラスのスポーツ合宿や、学校等の文化合宿の受入れを展開します。
- 高校・大学等の合宿については、快適に練習することができる環境づくりに努めます。
- 国立大学法人旭川医科大学との連携協定に基づく取組の推進により、スポーツ競技者への支援の充実を図ります。
- 各体育施設や文化施設の利用状況を把握し、市民の利用促進を図ります。
- 大会や合宿の受入れなどについては、適切に管理運営します。
- 新規の合宿・大会などの誘致活動を積極的に展開します。



JTマーヴェラス バレーボール教室 in 芦別



(4) 国際交流

現状と課題

① 国際交流

カナダのプリンス・エドワード島州シャーロットタウン市※①との姉妹都市提携を契機に、国際交流員をはじめ英語指導助手の活用を図りながら各種国際交流事業を展開しています。また、市内在住の外国人との交流や企業による外国人労働者の雇用など、市民が主体となりさまざまな国との交流活動が行われています。

グローバル化※②が進展するなか、今後も国際交流団体などとの連携を促進するとともに、多彩な国際交流の支援に努め、国際性豊かな広い視野を持った人材の育成や地域の活性化につなげていくことが課題です。

重点目標

多彩な国際交流と人材育成の推進

重点目標達成に向けた方向性

① 国際交流

姉妹都市であるシャーロットタウン市との交流を深めていくほか、海外の国や地域との交流についても、国際交流協会や市内企業と連携し取り進めていくことが重要です。



カナダ中学生（姉妹都市シャーロットタウン市より）

用語
解説

①シャーロットタウン市…小説「赤毛のアン」の舞台となった、カナダ国プリンス・エドワード島の都市で、人口約3万人、面積44km²、北緯46度、西経63度、温暖気候で本市とほぼ同じ緯度にあり気候は似ている。東部カナダの人気観光地の一つである。

②グローバル化…経済活動や社会活動などが地球規模でつながり、拡大していくこと。

① 国際交流の促進

- 姉妹都市シャーロットタウン市をはじめ、さまざまな国や地域、団体などとの幅広い交流を進めます。
- 国際化に対する意識啓発及び語学力の向上に向けては、国際交流員、英語指導助手の活用を推進します。
- 国際交流活動団体の活動を支援します。
- 異なる習慣や文化を理解し、国際社会に対応できる人材の育成に努めます。

【国際友好ジャンボかぼちゃ祭り】



かぼちゃランタン作り



子ども達による仮装パレード

2 重点目標と成果指標について



本市には取り組んでいかなければならない課題が各分野に多くありますが、財源や人、施設などの行政資源には限りがあります。

これらの行政資源を課題の解決に向けて有効活用するとともに、市民にわかりやすい行政運営を進めるため、本計画の進行管理には「行政評価」を取り入れています。

施策の目標（重点目標）の達成度を測る手法として、市民が目で見えてわかるよう、重点目標に関連する代表的な指標で測ることを基本とし、成果重視の視点により、効率的かつ効果的な計画の進行管理を行います。

成果指標の見かた

■成果指標

各分野の施策の展開によって、重点目標がどの程度達成されたかを測るための指標で、総合計画の進行状況を検証するために用います。

■指標名

重点目標や施策に対して関連性が高く、代表的な指標項目を用いています。

■基準値

成果を計るための基準となる数値で、過去における直近の統計データや関連資料などの数値を用いています。

■目 標

計画の最終年度における目標で、重点目標の達成度を測ります。矢印や文言などによる目標を基本とし、数値で示すことができる指標については、数値による目標設定をしています。

- <矢印の説明>
- 「↗」・・・数値の増加が目標
 - 「→」・・・数値の現状維持が目標
 - 「↘」・・・数値の減少が目標

基本目標・重点目標・成果指標一覧

基本目標		重点目標		指標名	
1	自治体運営	市民とともに歩む協働のまち	(1) 参加と協働	情報を共有し、だれもが参加できるまちづくりの推進	① まちづくり関連計画などの市民説明会、地区懇談会への参加率 (参加者数/年度末人口)
					② 各種委員会、審議会等における女性委員の割合 (女性委員数/全委員数)
			(2) 行財政運営	持続可能な自治体運営の確立	① 公共施設(建物)延べ床面積の総量
					② 標準財政規模の10パーセント以上の留保資金の確保
(3) 移住・定住	地域の魅力を活かした移住・定住の推進	② 経常収支比率			
		① 人口の社会増減数			
2	生活・環境	豊かな自然と共生する安全・安心なまち	(1) 都市基盤	都市基盤のコンパクト化の推進	① 都市計画用途地域外の公共施設数
					② ごみのリサイクル率
			(2) 生活環境	豊かな自然と共生する生活環境づくり	③ 公営住宅等の入居率
					④ 上水道有収率
					⑤ 汚水処理の人口普及率
			(3) 安全・安心な生活	安全・安心な暮らしづくり	① 応急手当講習会の参加人数
					① 防災講話の参加人数
					④ 交通安全人の波街頭啓発の実施回数
					① 農業産出額
3	産業・経済	地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち	(1) 農林業	地域資源を活かした魅力ある農林業の振興	② 森林整備事業による森林確保面積
					① 市民1人当たりの商品販売額 (商品販売額/年度末人口)
			(2) 商工鉱業	活力がみなぎる商工鉱業の振興	② 製造品出荷額
					① 就業者比率 (就業者数/生産年齢人口)
			(3) 雇用・労働環境	定住化を促す雇用環境の充実	① 観光入り込み客数
			(4) 観光	星の降る里に訪れてみたいと思える魅力ある観光の振興	

実績値 (平成28年度)	実績値 (平成29年度)	基準値 (平成30年度)	目標 (令和11年度)	説明
3.3% (465/14288)(人)	1.3% (184/13885)(人)	3.9% (525/13413)(人)	↗	市が説明責任を果たすことを基本に、市民参加の拡大や協働によるまちづくりへの取組の成果をみる指標です。
23.6% (女性58人/246人)	20.2% (女性49人/242人)	17.8% (女性55人/309人)	↗	法律、条例・規則、要綱に基づき設置する各種委員会、審議会などにおける女性委員の割合により、男女共同参画社会の進展状況をみる指標です。
262, 521㎡	259, 156㎡	257, 708㎡	↘	将来の人口構成を考慮して公共施設(建物)の維持、確保の状況をみる指標です。
25.8%	25.1%	25.6%	10.0% 以上	収支均衡型の財政構造の確立を目指す中において、予期せぬ災害等の発生があっても安定的な財政運営を堅持しているかをみる指標です。
98.7%	94.9%	97.0%	↘	毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合をみる指標です。
△199人	△233人	△158人	↘	市内への転入・市外への転出の人数を把握することで、定住に繋がった成果をみる指標です。
192施設	180施設	174施設	↘	都市計画用途地域外の公共施設の減少により、コンパクトなまちづくりに向けた取組の成果をみる指標です。
31.9%	30.8%	29.8%	↗	資源ごみ(プラスチック製容器包装、空き缶、ペットボトル等)のリサイクル率から、循環型社会の推進状況をみる指標です。
62.4%	57.9%	57.0%	↗	人口に見合った公営住宅等の戸数の適正をみる指標です。
81.5%	75.9%	77.6%	↗	上水道有収率から、水質の維持と安定供給をはじめとする水道事業の健全な運営状況をみる指標です。
88.7%	89.1%	89.8%	↗	市内全域を対象にした公共下水道や合併処理浄化槽などの整備により、生活環境の質の向上をみる指標です。
457人	338人	361人	↗	応急手当講習会の参加人数の増加により、救命知識の広まりの成果をみる指標です。
123人	258人	233人	↗	防災講話の参加人数の増加により、防災知識の広まりの成果をみる指標です。
41回	43回	42回	→	交通事故を減らすため、交通安全意識の高まりをみる指標です。
26億9千万円	29億3千万円	26億円	→	国の統計数値をもとに、農業全体の生産活動の状況をみる指標です。
422ha	494ha	380ha	↗	芦別市森林整備計画に基づき、森林整備に向けた取組の成果をみる指標です。
884, 903円 (126億4,349万円/14,288人)	912, 558円 (126億4,349万円/13,855人)	950, 884円 (127億5,367万円/13,413人)	→	商業統計調査の結果を用い、商業振興の状況をみる指標です。
165億円	154億8千万円	163億3千万円	→	工業統計調査の結果を用い、工業振興や企業の生産活動をみる指標です。
70.5%	70.5%	70.5%	→	国勢調査結果を用い、就業状況や雇用・労働環境をみる指標です。
909, 435人	904, 311人	919, 033人	↗	観光資源の有効活用や各種イベントなどの実施など、観光事業の取組の成果をみる指標です。

基本目標・重点目標・成果指標一覧

基本目標			重点目標		指標名					
4	保健・医療・福祉・介護	人に優しい、ふれあいと温もりのあるまち	(1)	保健・医療	健康づくりの推進と地域医療の確保	①	がん検診の受診率			
						①	福祉ボランティア事業の参加人数			
			(2)	福祉・介護	健やかで温もりのある地域福祉の推進	①	福祉ボランティア団体の登録人数			
						③	要支援・要介護認定者のうち認知症自立度Ⅱ以上の割合			
						⑤	一時預かり事業の利用者率			
						⑤	留守家庭児童会の利用者率			
			(3)	社会保障	安心して暮らせる社会保障	①	保護受給世帯の就労率 (高齢者世帯を除く)			
						③	特定健康診査の実施率			
			5	教育・文化	地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち	(1)	社会教育	地域で学び続け活動できる社会教育の推進	①	各種講座・教室等の参加人数
									③	青少年健全育成事業の参加人数
④	芸術文化交流館の利用人数									
(2)	学校教育	地域で支える学校教育の推進				②	授業の理解度(小学校)			
						③	芦別高等学校に入学する地元中学生の進学率			
(3)	スポーツ・合宿	生涯にわたるスポーツの振興と合宿の推進				①	市内体育施設の利用人数			
						②	合宿利用者の延べ宿泊人数			
(4)	国際交流	多彩な国際交流と人材育成の推進				①	国際交流事業の参加人数			


実績値 (平成28年度)	実績値 (平成29年度)	基準値 (平成30年度)	目標 (令和11年度)	説明
胃がん検診 5.9% 肺がん検診 7.4% 大腸がん検診 7.4% 乳がん検診 11.7% 子宮頸がん検診 8.7%	胃がん検診 11.7% 肺がん検診 7.5% 大腸がん検診 7.7% 乳がん検診 11.8% 子宮頸がん検診 8.8% 前立腺がん検診 8.5%	胃がん検診 7.5% 肺がん検診 7.8% 大腸がん検診 7.9% 乳がん検診 11.5% 子宮頸がん検診 8.5% 前立腺がん検診 7.8%	↑ (全項目)	各種がん検診の受診者数から、病気の早期発見への関心の高まりをみる指標です。
193人	260人	217人	↑	各種ボランティア活動への参加人数から、地域福祉への実践と意識の高まりをみる指標です。
2,368人 (団体2,321人、個人47人)	2,425人 (団体2,379人、個人46人)	2,293人 (団体2,247人、個人46人)	↑	福祉ボランティア団体登録人数から、障がい者などに対する支援サービスや支援体制の充実をみる指標です。
53.4%	54.4%	54.5%	↓	介護保険の認定において、認知症により日常生活に支障をきたす症状・行動・意思疎通の困難さがみられると判定されている方をみる指標です。
33.4%	29.8%	16.8%	↑	一時的に家庭での保育が困難となる場合に、児童を預かる受け入れ体制の状況をみる指標です。
26.8%	28.0%	29.0%	↑	留守家庭の児童が、放課後等を安全・安心に過ごせる受け入れ体制の状況をみる指標です。
6.6%	6.6%	6.8%	↑	全生活保護受給世帯から、高齢者世帯を除いた世帯の経済的な自立更正の状況をみる指標です。
25.1%	27.4%	29.3%	↑	生活習慣の改善と自らの健康に対する意識の高まりをみる指標です。
1,034人	1,244人	1,221人	→	教育委員会が主催する各種講座・教室等に参加人数を用いて、生涯学習に対する関心度をみる指標です。
2,396人	2,426人	1,866人	→	青少年健全育成事業に参加する人数を用いて、青少年の事業内容への関心度をみる指標です。
1,704人	1,554人	1,656人	→	芸術文化交流館の利用人数を用いて、芸術文化に対する関心度をみる指標です。
36.0%	37.7%	42.7%	↑	全国学力・学習状況調査で「国語、算数の授業の内容はよくわかる」と回答した児童の割合から、学力向上の状況をみる指標です。
71.2%	64.6%	54.3%	↑	公立高等学校入学生の確保が図られるよう、地元からの進学状況をみる指標です。
136,115人	109,923人	117,782人	→	体育施設の利用人数から、健康づくり・体力づくりの意識の高まりをみる指標です。
延べ13,098人	延べ12,009人	延べ14,949人	↑	合宿利用者の延べ宿泊人数から、地域経済の活性化の成果をみる指標です。
269人	303人	350人	↑	国際交流事業の参加人数から、国際化に対する理解と意識の高まりをみる指標です。

《基本計画における施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性》

【No.1】

1 自治体運営	SDGs 関連ゴール		SDGs ターゲット
(1) 参加と協働	関連する主な事務事業		番号(枝番)
① 情報共有・市民参加と協働の促進	広報業務、市民参加と協働推進		16(6.7) 17(17)
② 男女共同参画の促進	男女共同参画推進業務		5(1.5.c)
(2) 行財政運営	関連する主な事務事業		
① 行政運営の充実	行政評価推進、総合戦略進行管理、地域づくり事業促進業務		17(13.14)
② 財政運営の充実	財政管理事務、行財政改革推進事業、公共施設等総合管理計画進行管理		1(a.b) 16(6)
③ 広域連携の推進	地域振興業務、広域行政事務		16(6)
(3) 移住・定住	関連する主な事務事業		
① 移住・定住の推進	移住・定住促進業務		8(8) 9(2)
2 生活・環境	SDGs 関連ゴール		SDGs ターゲット
(1) 都市基盤	関連する主な事務事業		番号(枝番)
① 都市計画の推進	都市計画管理業務		9(1) 11(1.3)
② 道路の充実	道路維持管理業務、橋りょう維持管理業務		9(1) 11(2)
③ 公共交通の維持	生活交通確保対策事業		9(1) 11(2)
④ 情報通信の推進	情報通信基盤整備業務		9(c)
(2) 生活環境	関連する主な事務事業		
① 自然環境の保全	地球温暖化・省エネルギー対策推進事業、新エネルギー利活用事業		7(1.2.a) 8(3)
② 環境衛生の維持・確保	ごみ減量化推進事業、資源ごみリサイクル推進事業		6(3) 11(6) 12(5)14(1)
③ 住宅環境の保全	空き家等対策事業、市営住宅等管理業務、公営住宅建設事業		8(3) 11(1.3)
④ 水道施設の保全	水道事業		6(1.3.4) 14(1)
⑤ 下水道・排水施設の保全	下水道事業		6(2) 14(1)
⑥ 公園・緑化の保全	公園管理業務、緑化推進事業		11(7)
(3) 安全・安心な生活	関連する主な事務事業		
① 防災・減災対策	防災業務、国民保護事務、消防活動業務		11(5.b) 13(1)
② 治山・治水対策	河川維持管理業務		6(6) 11(5) 14(1)
③ 除排雪対策	除排雪事業		8(3) 11(1)
④ 交通安全・防犯対策	交通安全対策事業、地域社会浄化事業		3(6) 16(1)
⑤ 消費者対策	消費者対策事業		12(3)

【No.2】

3 産業・経済	SDGs 関連ゴール		SDGs ターゲット	
(1) 農林業	関連する主な事務事業			番号(枝番)
① 農業の振興	農業経営基盤強化促進事業、農業担い手対策事業、農業振興対策事業			2(3. 4. 5. a) 8(3)
② 林業の振興	林業振興等業務、民有林振興対策事業、森林環境保全整備事業			6(6) 8(3) 15(2. 8)
(2) 商工鉱業	関連する主な事務事業			
① 商業の振興	商工業振興・育成事業			8(3) 9(2) 12(3. 4. 5)
② 工鉱業の振興	企業誘致事業			9(3)
(3) 雇用・労働環境	関連する主な事務事業			
① 雇用・労働環境の改善	雇用・労働環境向上事業			5(a) 8(5. 6) 10(4)
(4) 観光	関連する主な事務事業			
① 観光事業の振興	観光イベント推進事業、観光振興推進事業			8(9)
② 観光資源の有効活用	健民センター管理運営業務、道の駅等管理運営業務			8(9)
4 保健・医療・福祉・介護	SDGs 関連ゴール		SDGs ターゲット	
(1) 保健・医療	関連する主な事務事業			番号(枝番)
① 保健の充実	母子保健事業、生活習慣病予防対策事業、感染症予防対策事業			2(2) 3(1. 2. 3) 3(4. 5. a)
② 食育の推進	食育推進業務			2(1. 2)
③ 医療の充実	市立芦別病院事業、救急医療業務			
(2) 福祉・介護	関連する主な事務事業			
① 地域福祉の充実	社会福祉協議会関係事務、コミュニティ推進事業			10(2)
② 高齢者福祉の充実	高齢者福祉事務、緊急通報システム事業、門口除雪事業			10(2)
③ 介護の充実	介護保険事業、介護サービス事業			10(2)
④ 障がい者（児）福祉の充実	地域生活支援事業、障害福祉サービス事業			10(2. 3)
⑤ 子育て支援の充実	児童福祉サービス事業、子ども・子育て支援事業			4(1)
⑥ 家庭児童相談の充実	家庭児童相談業務			4(a)
⑦ ひとり親家庭福祉の充実	ひとり親家庭等医療費助成事業			1(3) 10(2)
(3) 社会保障	関連する主な事務事業			
① 生活困窮者支援の充実	生活保護適正実施業務、生活保護扶助事務			1(1. 3) 2(1. 2) 10(4)
② 国民年金の充実	国民年金推進事務			1(3)
③ 国民健康保険の充実	国民健康保険事業			3(8)
④ 後期高齢者医療の充実	後期高齢者医療事務、後期高齢者医療事業			3(8)

《基本計画における施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性》

【No.3】

5 教育・文化	SDGs 関連ゴール	SDGs ターゲット
(1) 社会教育	   	番号(枝番)
① 生涯学習の充実	各種講座・教室等実施事業、各種大学等実施事業、読書普及活動	4(3)
② 家庭教育の充実	家庭教育事業	4(1.6)
③ 青少年の健全育成の推進	青少年育成事業、青少年非行防止活動業務、青少年安全対策事務	4(7)
④ 芸術文化の振興	芸術・文化活動事業	4(7)
⑤ 文化財の保護	文化財保護事業	11(4)
(2) 学校教育	関連する主な事務事業	
① 幼児教育の推進	幼児教育推進事業	4(2)
② 小中学校教育の推進	地域とともにある学校づくり推進事業、学力向上・教育課程管理事業、特別支援教育推進事業	4(1.5.a)
③ 高等学校教育の推進	高等学校教育推進事業	4(3)
④ 専門学校・大学教育の推進	専門学校・大学による高等教育推進事業	4(3.4)
(3) スポーツ・合宿	関連する主な事務事業	
① スポーツの振興	健康都市宣言等事業、各種スポーツ大会等招致事業	4(3)
② 合宿の推進	合宿振興事業	8(3)
(4) 国際交流	関連する主な事務事業	
① 国際交流の促進	国際交流促進事業	17(16)

【持続可能な開発目標（SDGs）の 17 の目標と 169 のターゲット】

（目標 1） あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】

- 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

（目標 2） 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】

- 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
- 2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。

- 2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

(目標 3) あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

(目標 4) すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

- 4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。

- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

（目標 5） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

（目標 6） すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

- 6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

(目標 7) すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

(目標 8) 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

- 8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

（目標 9） 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

（目標 10） 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。

- 10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を超える送金経路を撤廃する。

（目標 11） 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

（目標 12） 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

(目標 13) 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

【国地気候:全般】

*国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

(目標 14) 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する²。
注釈 2 現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

（目標 15） 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

- 15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
- 15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
- 15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

(目標 16) 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

(目標 17) 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国 (HIPC) の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術【軍科協、国地環境、国地総:全般】

- 17.6 科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術 (ICT) をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築【国協企、国協総】

- 17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易【経国貿】

- 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面【国地総】政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

- 17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。